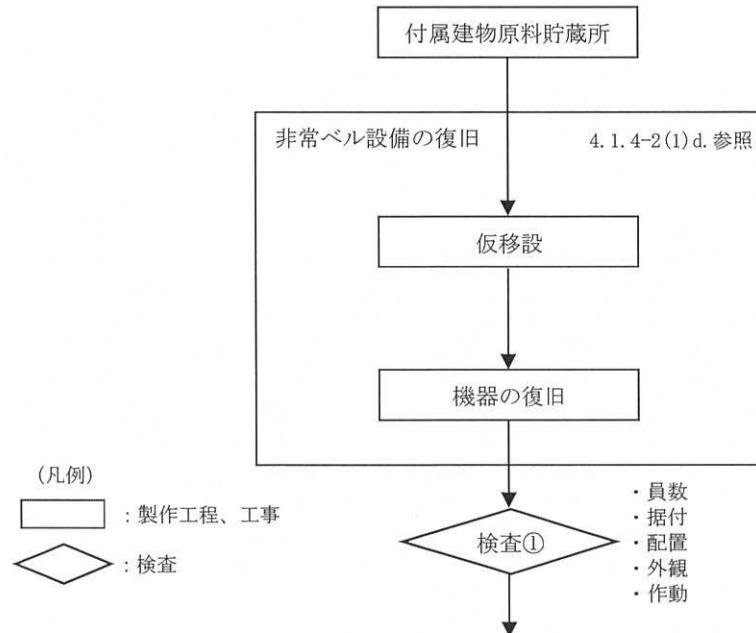
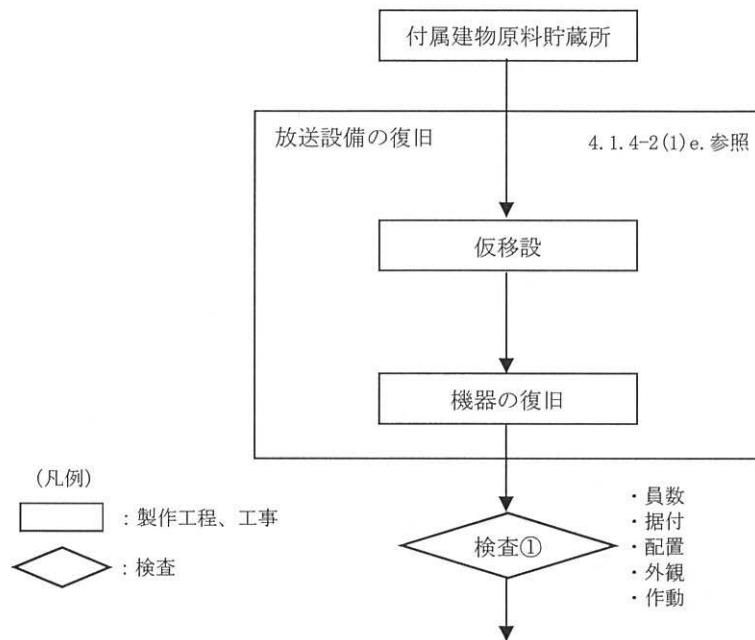


図リ 4-2-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

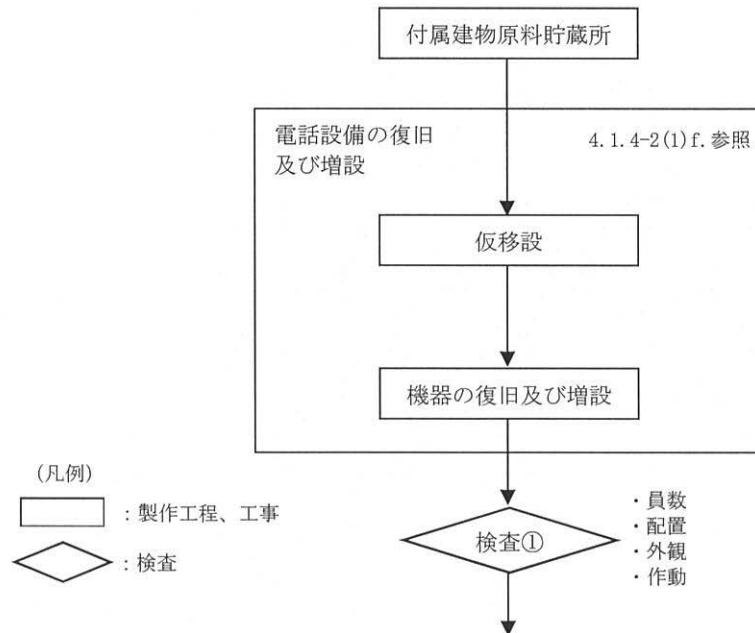


図リ 4-2-4 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



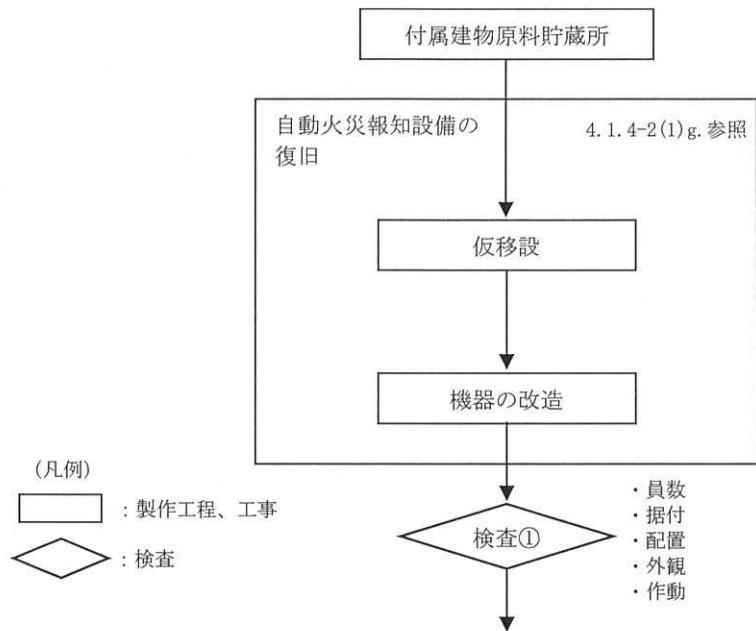
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-5 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



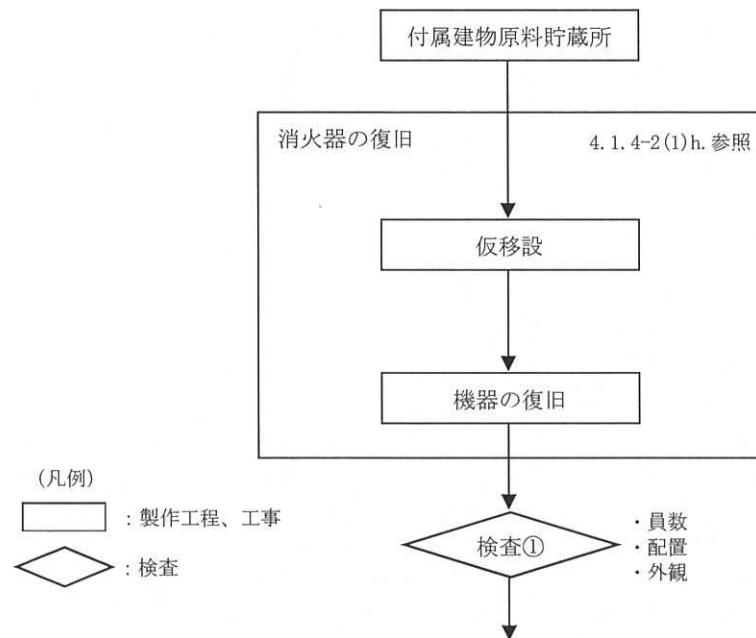
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-6 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



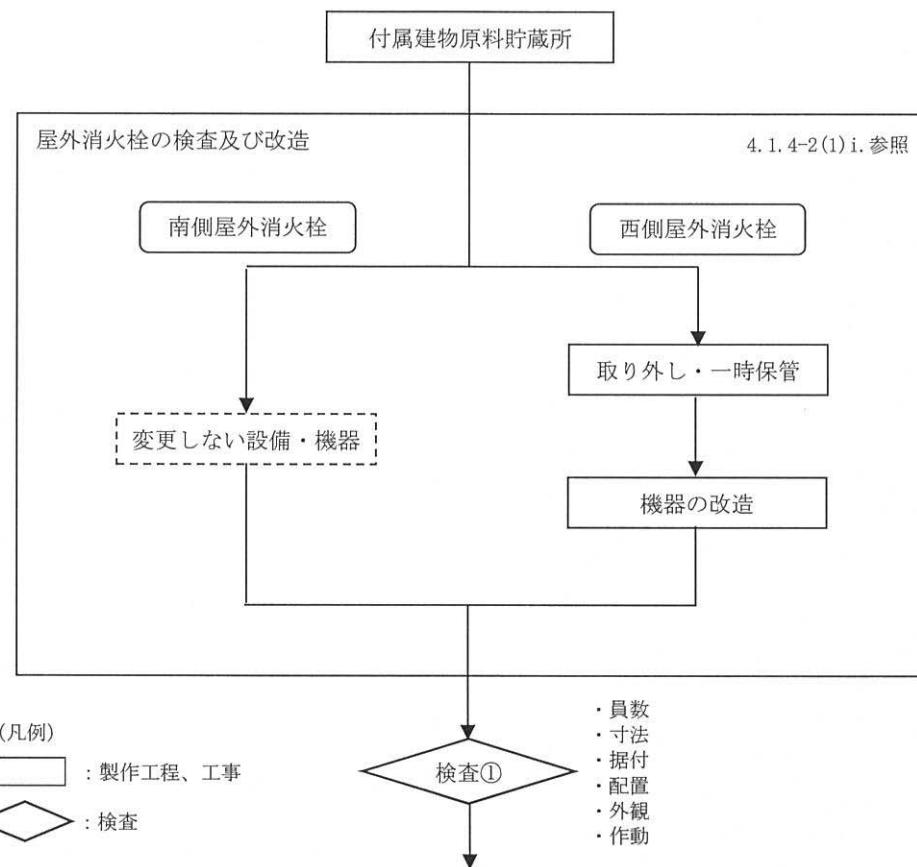
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-7 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧の手順フロー図



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-8 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-9 消火設備(屋外消火栓)の検査及び改造の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(2/4)に、検査の方法を表1-2-2(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 4-3 付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
 - ・ 付属建物第1廃棄物処理所に核燃料物質はない。
 - ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
 - ・ 付属建物第1廃棄物処理所にある気体廃棄設備(5)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ洗浄棟の気体廃棄設備(6)を運転し、付属建物第1廃棄物処理所との境界扉を開放することで、シリンドラ洗浄棟の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
 - ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
 - ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
 - ・ 工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
 - ・ 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、付属建物廃棄物管理棟に搬送し、保管する。
-
- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る。（図リ4-3-1参照）配置を図リ非-1-4～5に示す。
 - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。（図リ4-3-2参照）配置を図リ非-1-4に示す。
 - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第1廃棄物処理所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。（図リ4-3-3参照）配置を図リ非-1-4に示す。
 - d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：付属建物第1廃棄物処理所の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する。（図リ4-3-4参照）配置を図リ非-5-1に、飛散防止用防護ネット取付概略図を図リ非-5-3に示す。
 - e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：付属建物第1廃棄物処理所の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。（図リ

4-3-5参照)

配置を図り非-6-3に示す。

- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注3)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ4-3-6参照)
配置を図り非-2-4に示す。
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注4)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ4-3-7参照)
配置を図り非-2-4に示す。
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注5)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ4-3-8参照)
配置を図り非-3-4~5に示す。
- i. 消火設備(消火器)の復旧^{注6)}：仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ4-3-9参照)
配置を図り非-4-8~9に示す。
- j. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ4-3-10参照)
配置を図り非-4-1に示す。

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請

注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請

注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

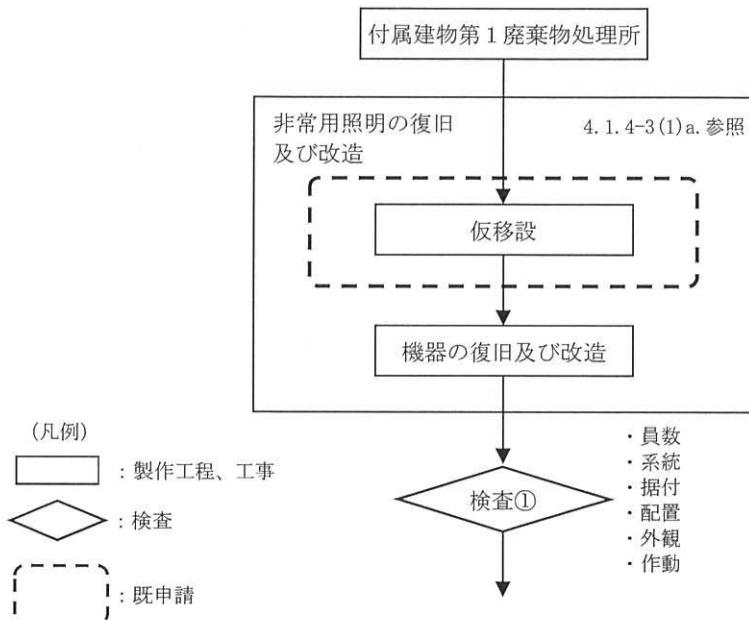
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用するなお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

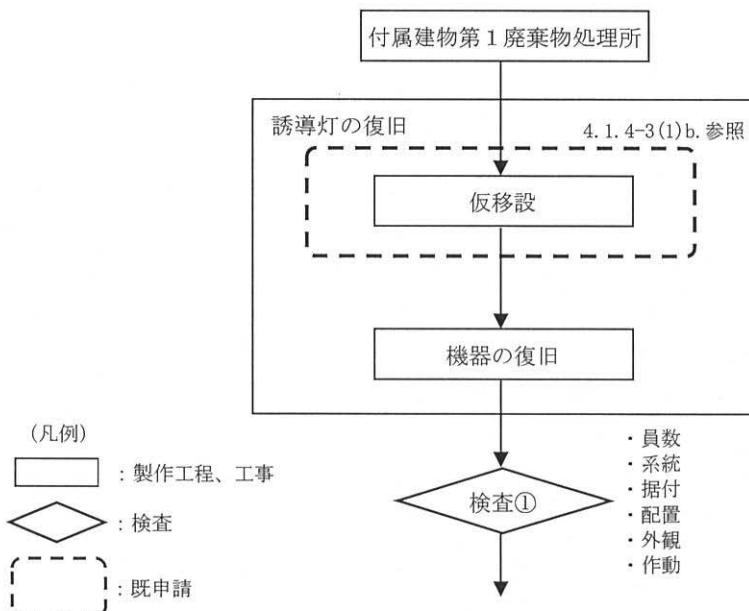
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



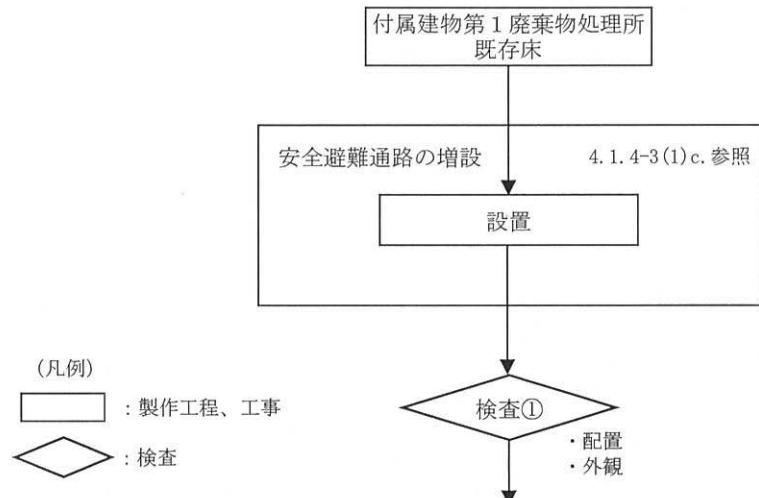
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-3-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図



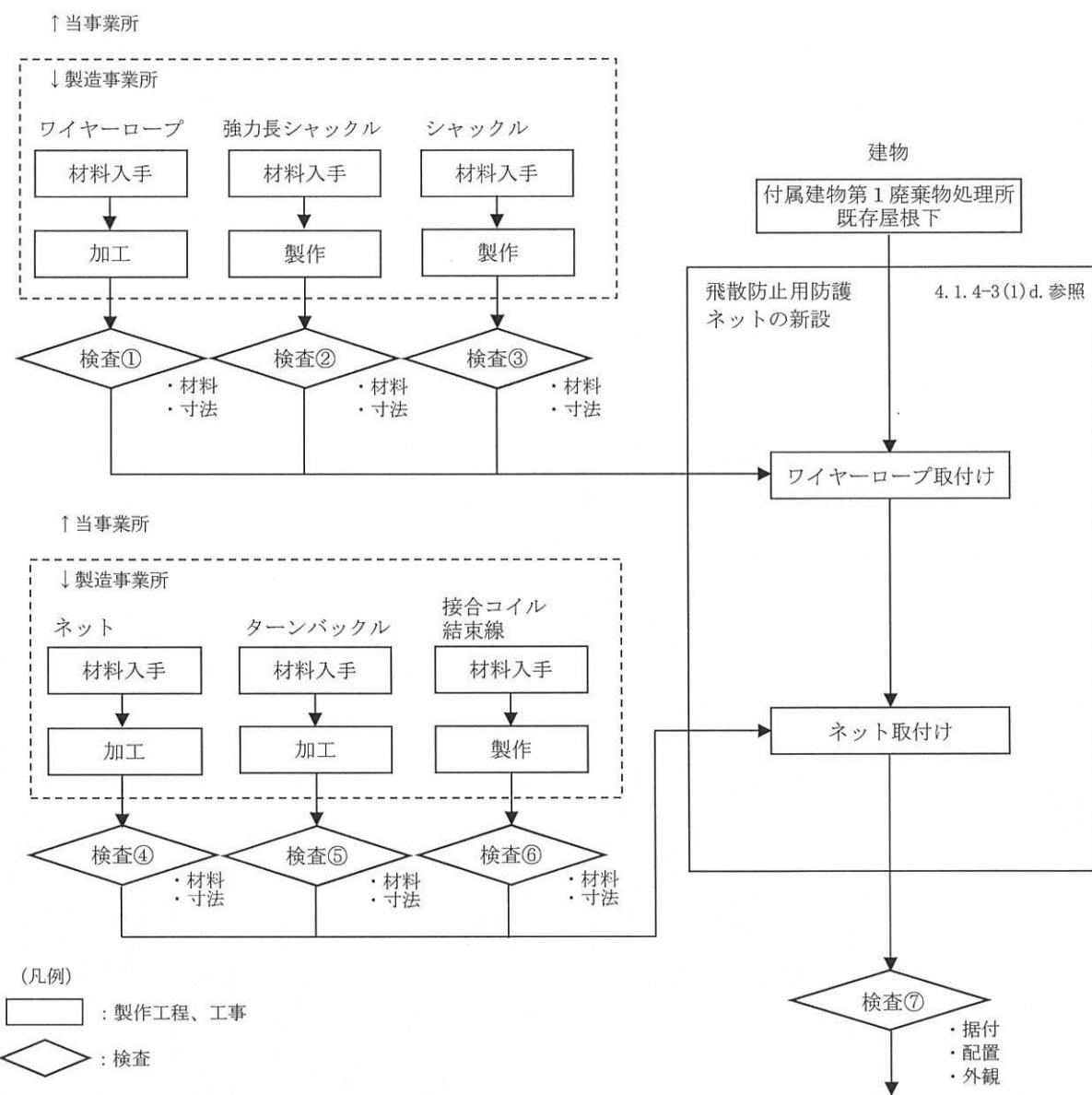
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-3-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



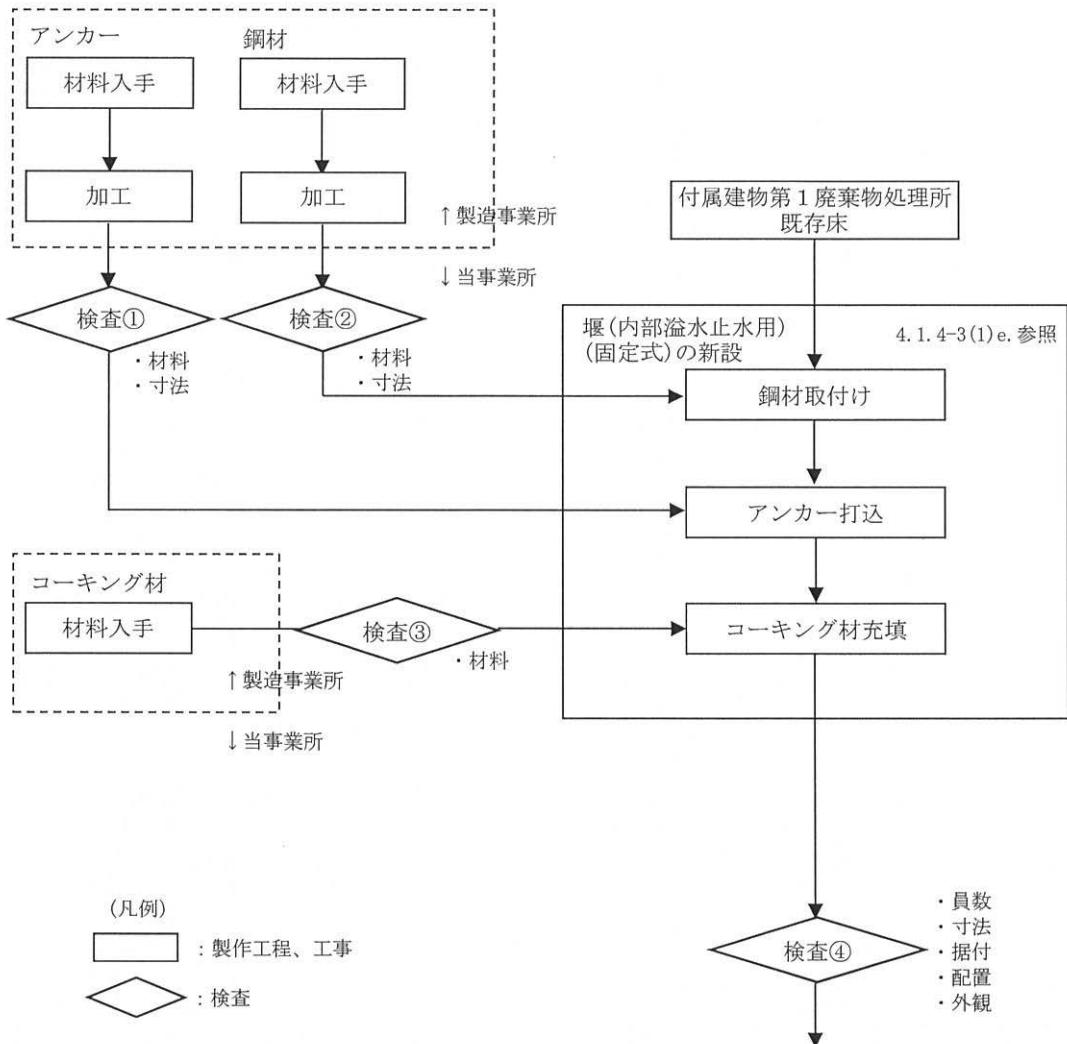
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-3-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



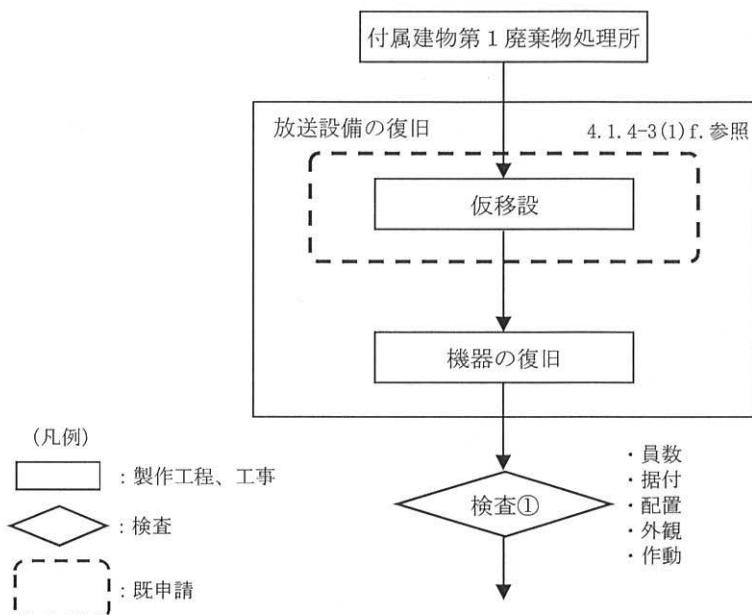
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-3-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



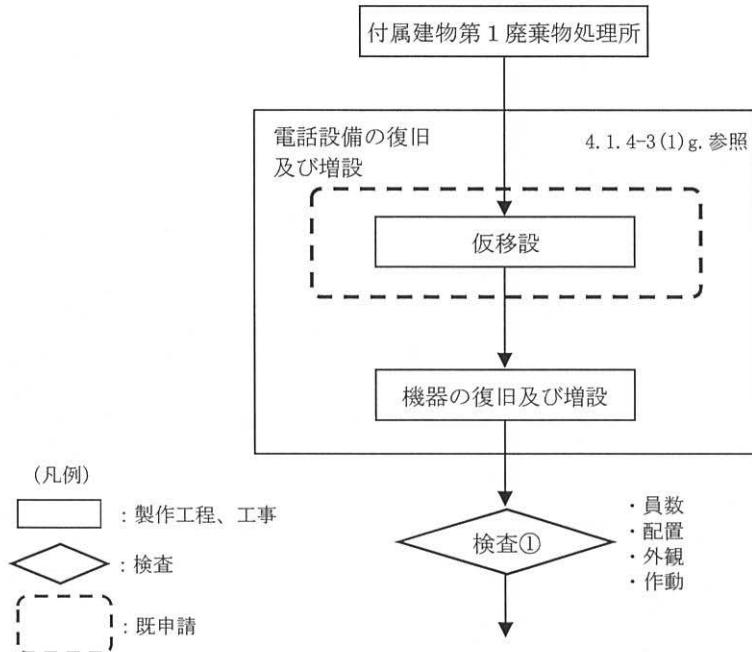
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-3-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設の手順フロー図



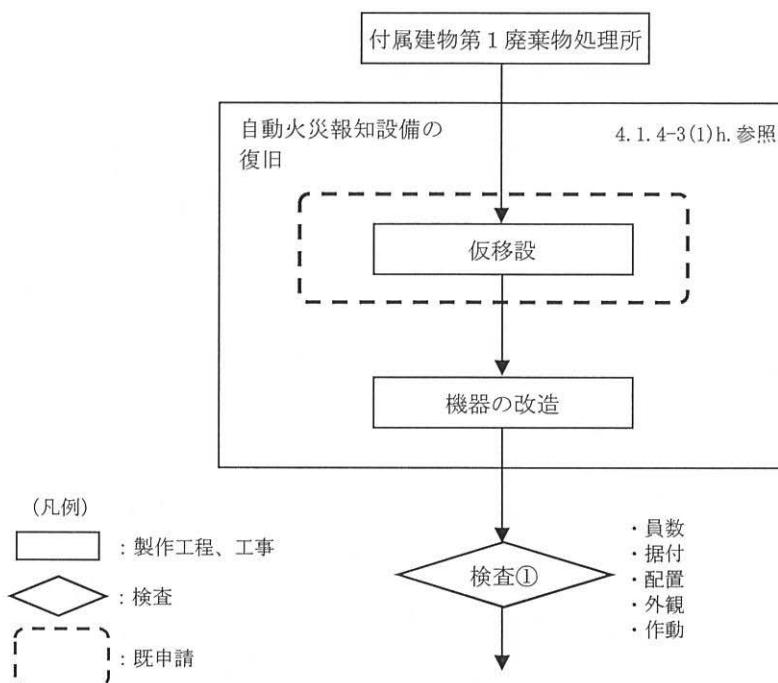
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-3-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



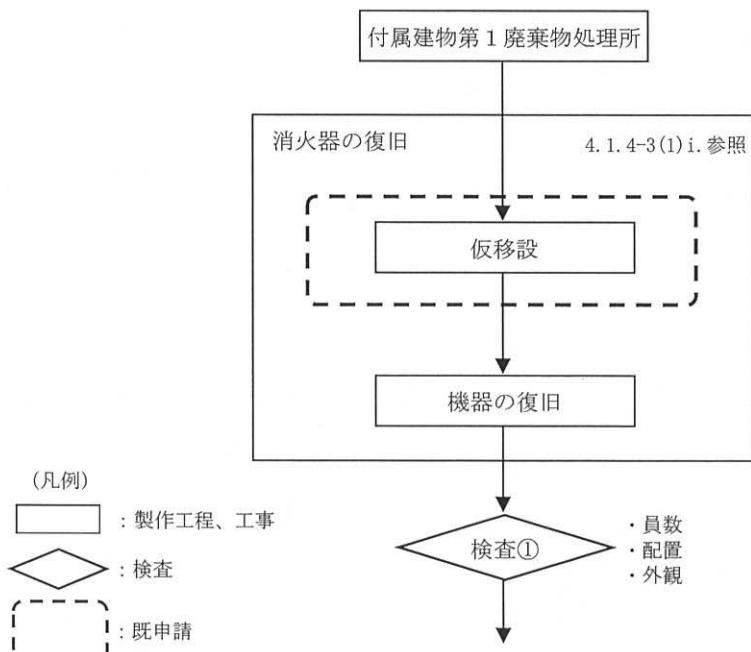
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-3-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



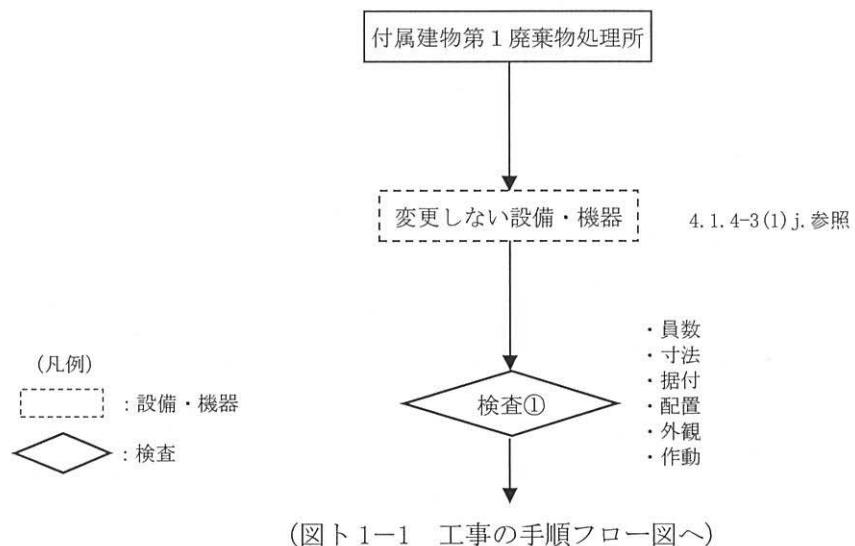
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-3-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-3-9 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



図リ 4-3-10 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(3/4)に、検査の方法を表1-2-3(1/4)～(4/4)に示す。

4. 1. 4-4 付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第1廃棄物処理所前室の工事エリアに核燃料物質はない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の増設：付属建物第1廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る。（図リ4-4-1参照）
配置を図リ非-1-4に示す。
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の増設：付属建物第1廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る。（図リ4-4-2参照）
配置を図リ非-1-4に示す。
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第1廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。（図リ4-4-3参照）
配置を図リ非-1-4に示す。
- d. 非常用通報設備(放送設備)の増設：付属建物第1廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。（図リ4-4-4参照）
配置を図リ非-2-4に示す。
- e. 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設：付属建物第1廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る。（図リ4-4-5参照）
配置を図リ非-3-4に示す。
- f. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。（図リ4-4-6参照）
配置を図リ非-4-1に示す。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排

気設備を仮設する。

- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

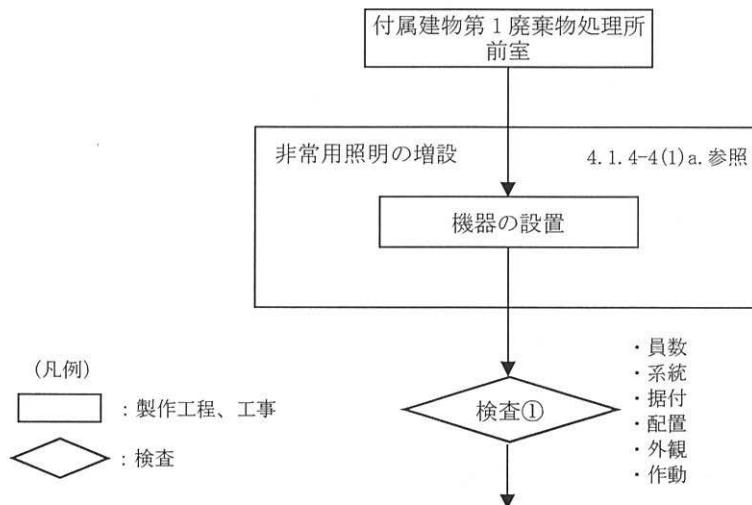
- ・本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する
なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

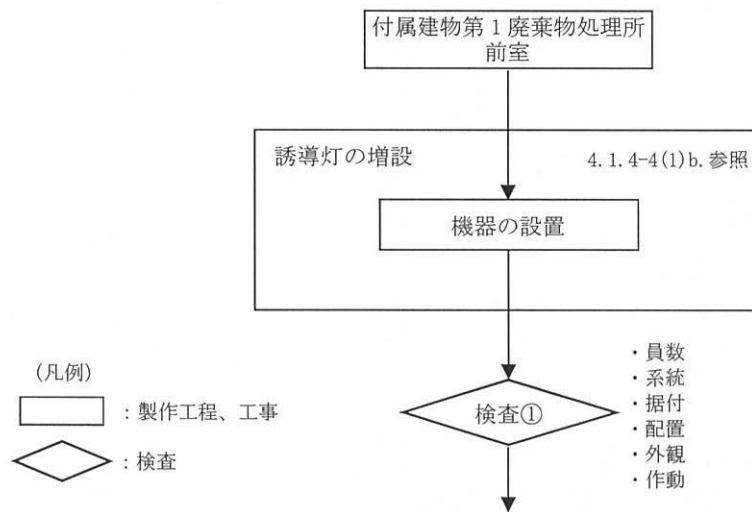
e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



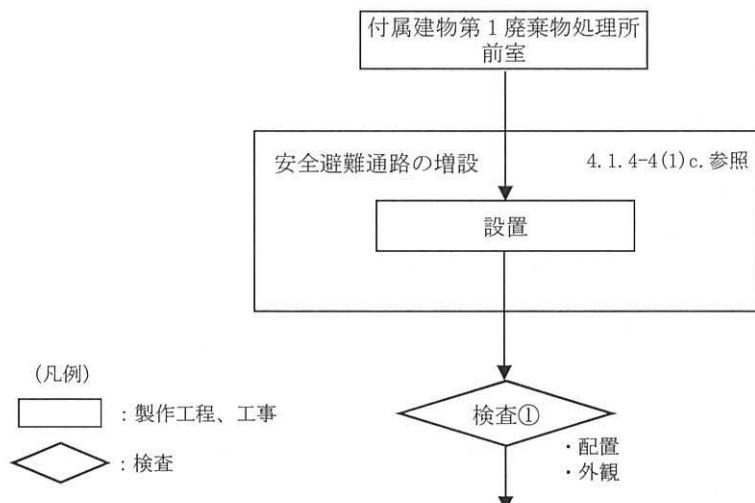
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の増設の手順フロー図



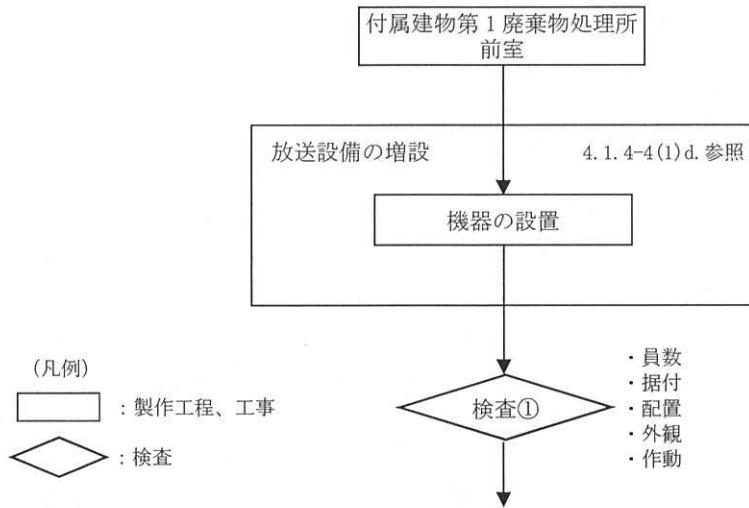
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の増設の手順フロー図



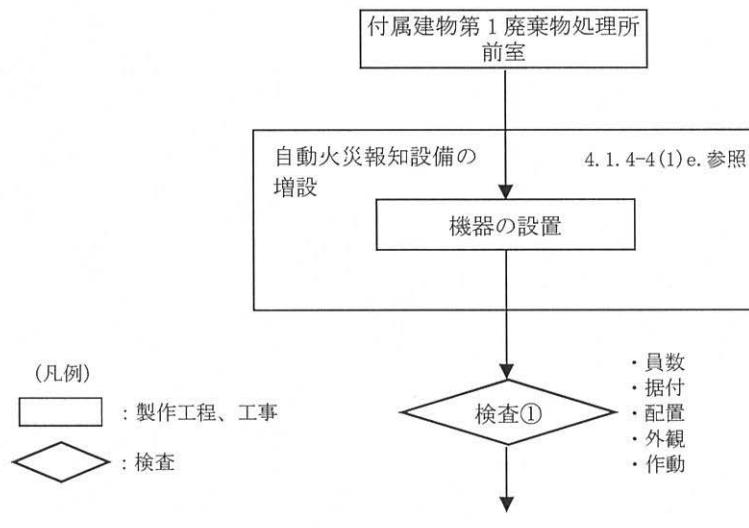
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ4-4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



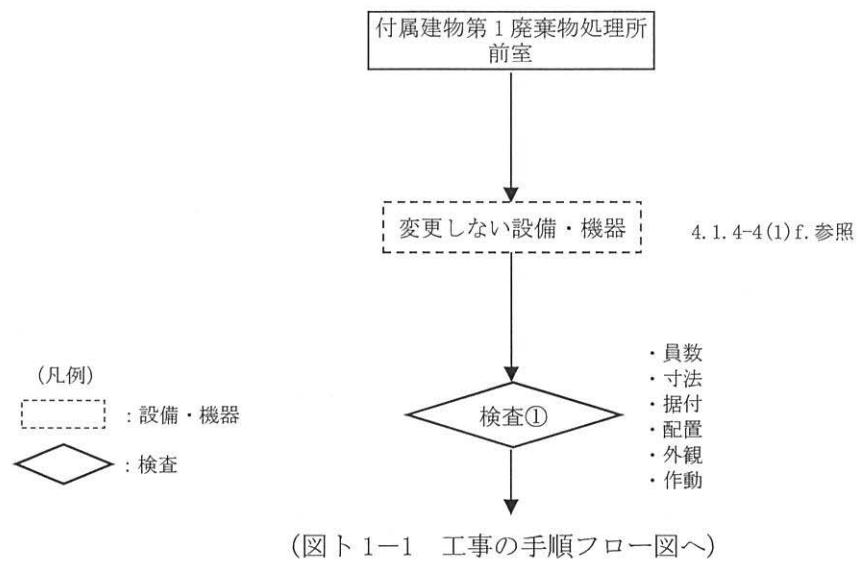
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-4-4 非常用通報設備(放送設備)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-4-5 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設の手順フロー図



図リ 4-4-6 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I－2 検査の項目及び方法」の表1－1(3/4)に、検査の方法を表1－2－4(1/2)～(2/2)に示す。

4. 1. 4-5 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
 - ・ 付属建物第2廃棄物処理所に核燃料物質はない。
 - ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
 - ・ 付属建物第2廃棄物処理所にある気体廃棄設備(6)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物シリンド洗浄棟の気体廃棄設備(6)及び付属建物第1廃棄物処理所の気体廃棄設備(5)を運転し、付属建物第2廃棄物処理所との境界扉を開放することで、付属建物第2廃棄物処理所の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
 - ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
 - ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
 - ・ 工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
 - ・ 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、付属建物廃棄物管理棟に搬送し、保管する。
- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る。（図リ4-5-1参照）
配置を図リ非-1-6～7に示す。
 - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。（図リ4-5-2照）
配置を図リ非-1-6～7に示す。
 - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。（図リ4-5-3参照）
配置を図リ非-1-6に示す。
 - d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：付属建物第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する。（図リ4-5-4参照）
配置を図リ非-5-2に、飛散防止用防護ネット取付概略図を図リ非-5-4に示す。
 - e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：付属建物第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。（図リ4-5-5参照）
配置を図リ非-6-4に示す。

- f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設:付属建物第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図リ4-5-6参照)
配置を図リ非-6-4に、脱着部詳細図を図リ非-6-5に示す。
 - g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}:仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図リ4-5-7参照)
配置を図リ非-2-5~6に示す。
 - h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}:仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ4-5-8参照)
配置を図リ非-2-5~6に示す。
 - i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}:仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ4-5-9参照)
配置を図リ非-2-5に示す。
 - j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造^{注6)}:仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ4-5-10参照)
配置を図リ非-3-6~7に示す。
 - k. 消火設備(消火器)の復旧^{注7)}:仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ4-5-11参照)
配置を図リ非-4-10~11に示す。
1. 変更しない設備・機器の検査:変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ4-5-12参照)
配置を図リ非-4-1に示す。

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既申請
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
 - ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
 - ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
 - ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理(防火を含む)
 - ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排

気設備を仮設する。

- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

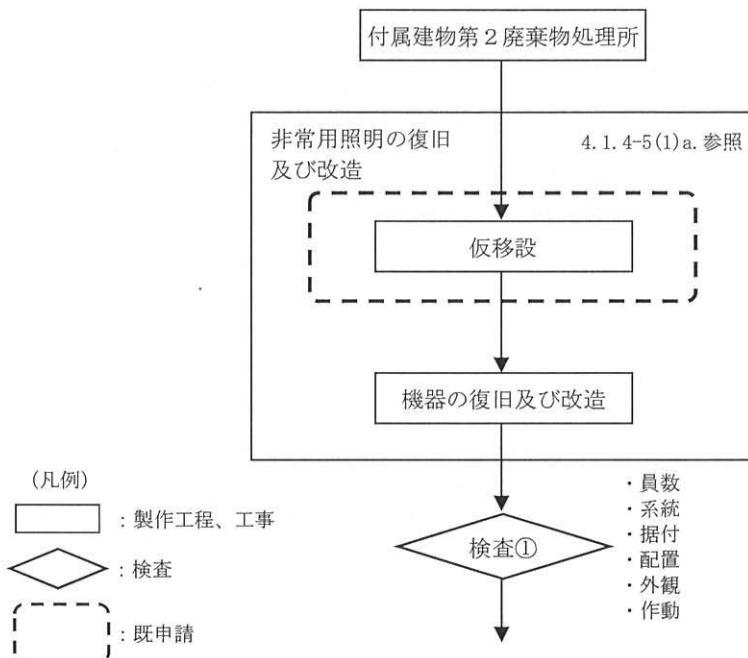
- ・本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する
なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

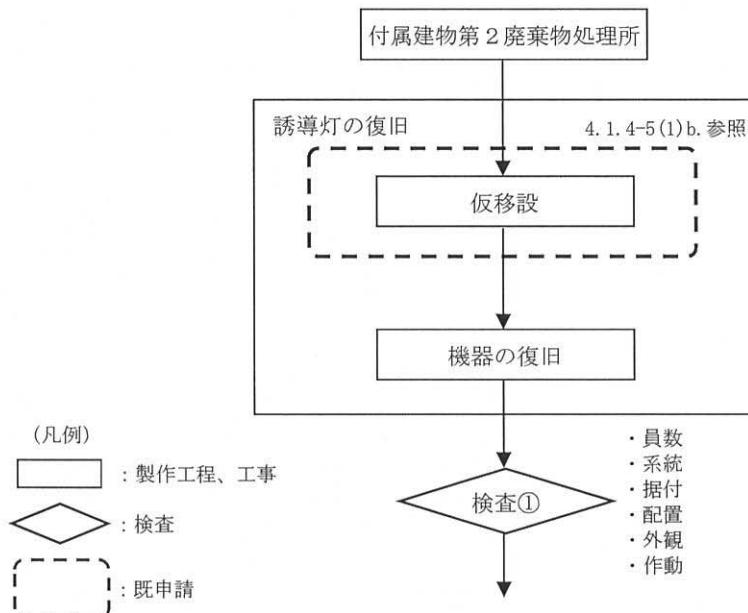
e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



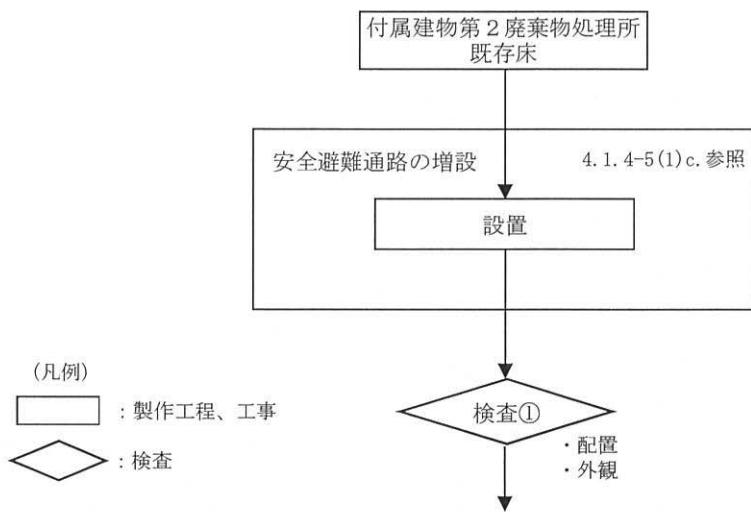
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図



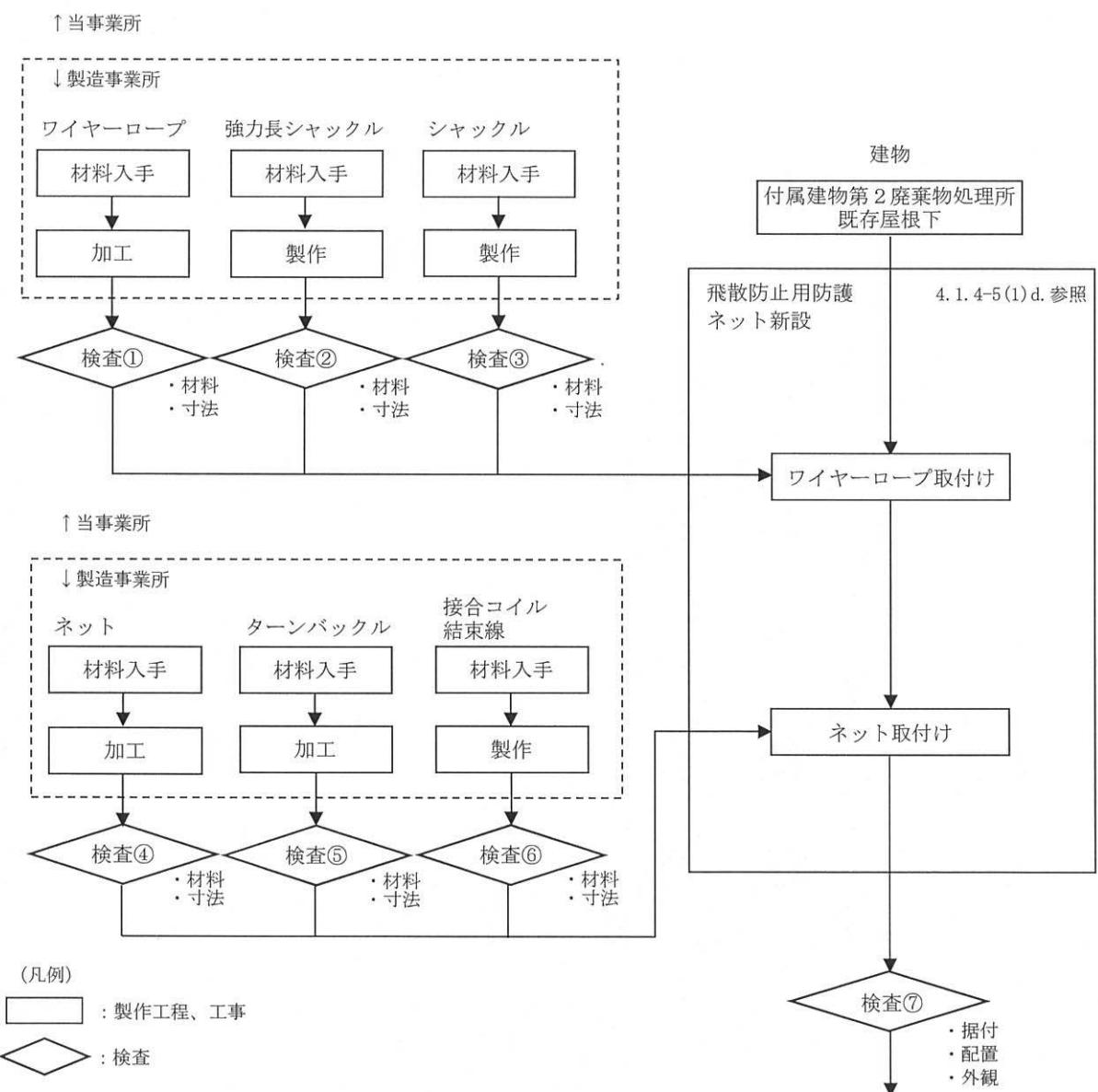
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



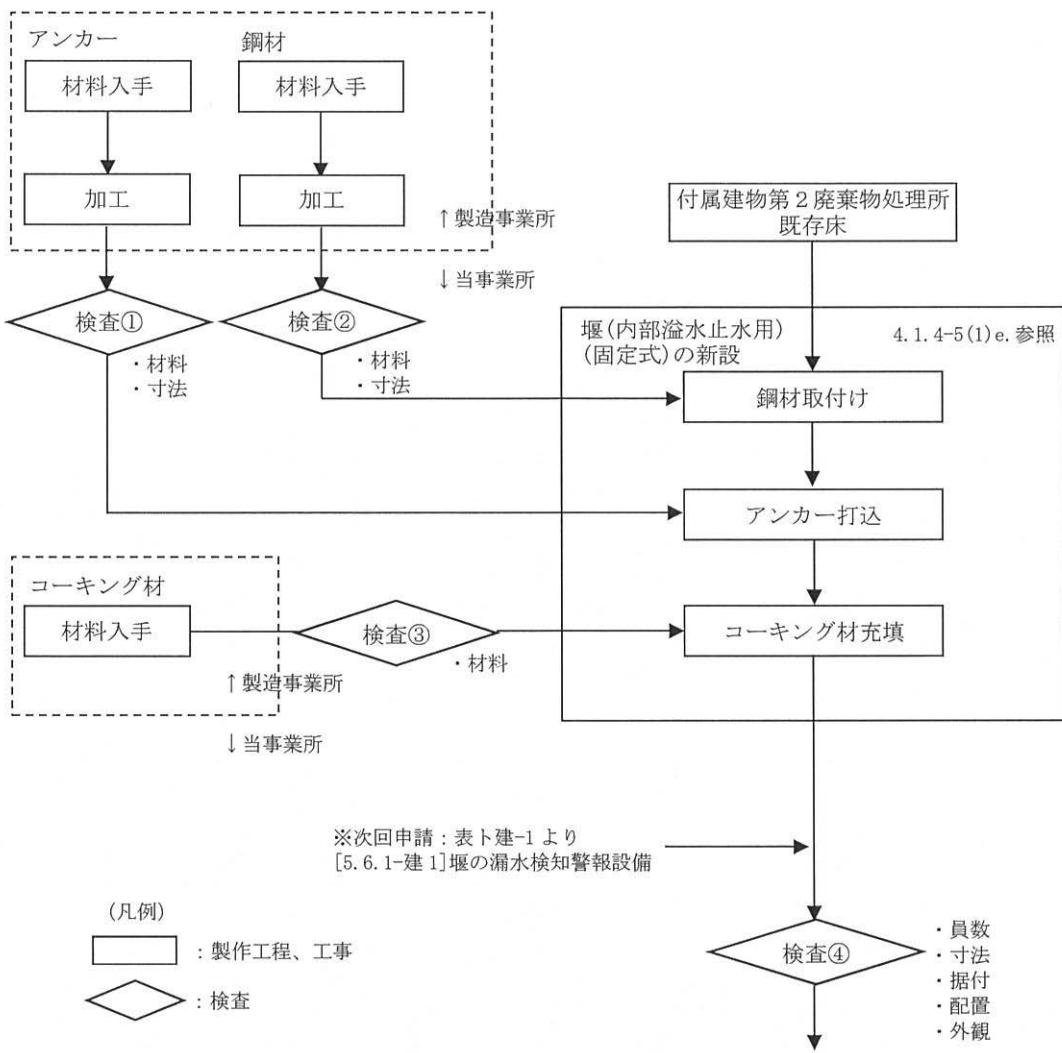
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



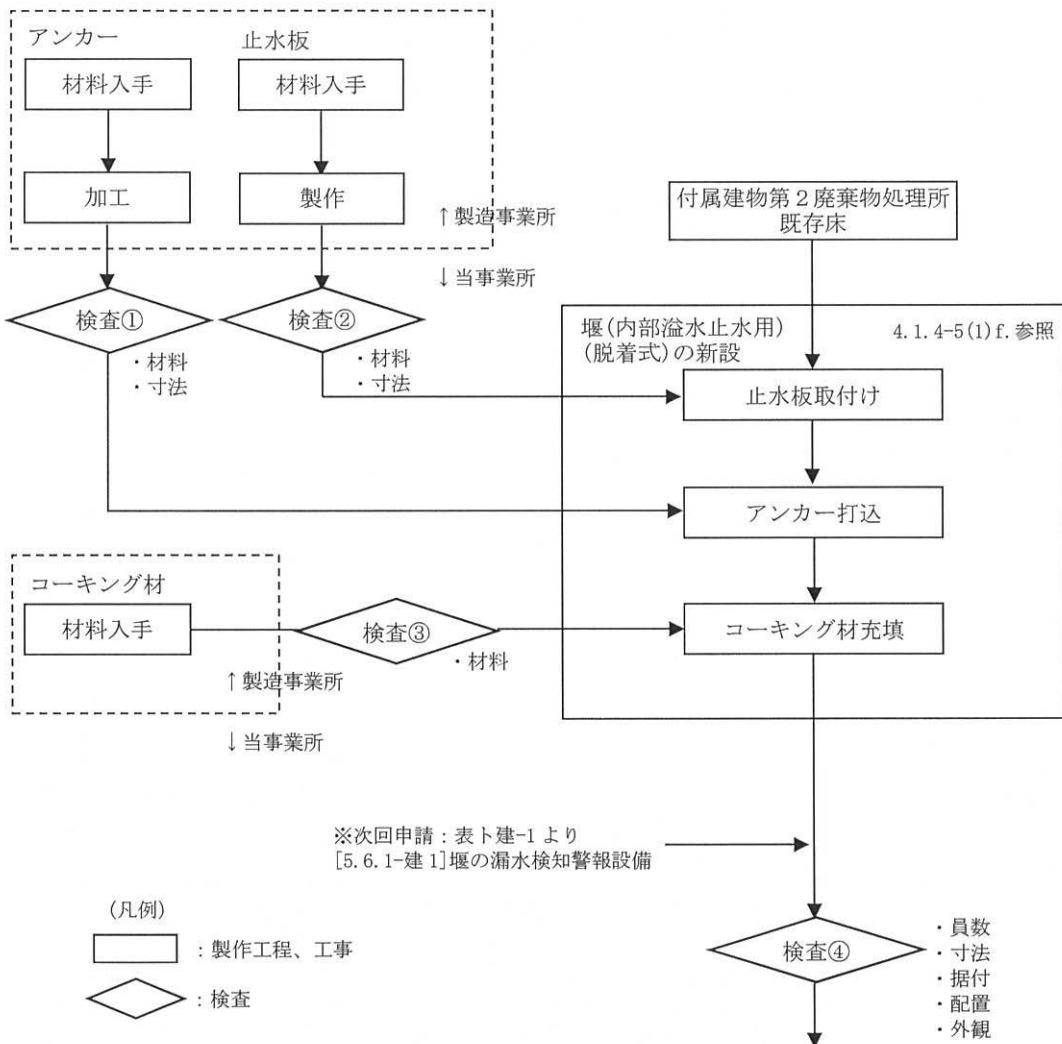
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-5-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



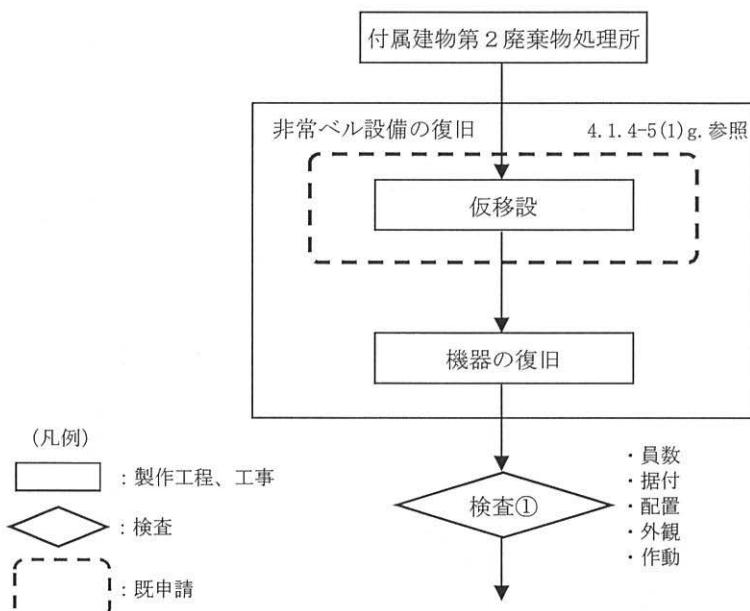
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設の手順フロー図



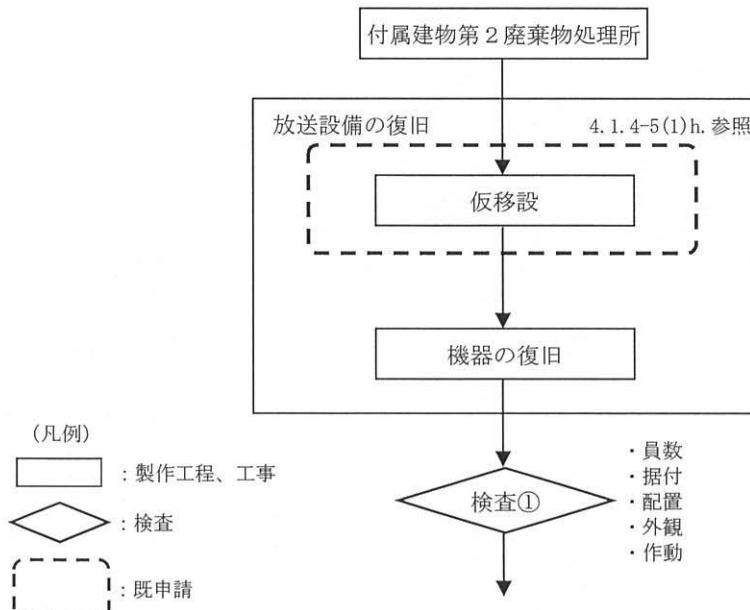
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-6 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設の手順フロー図



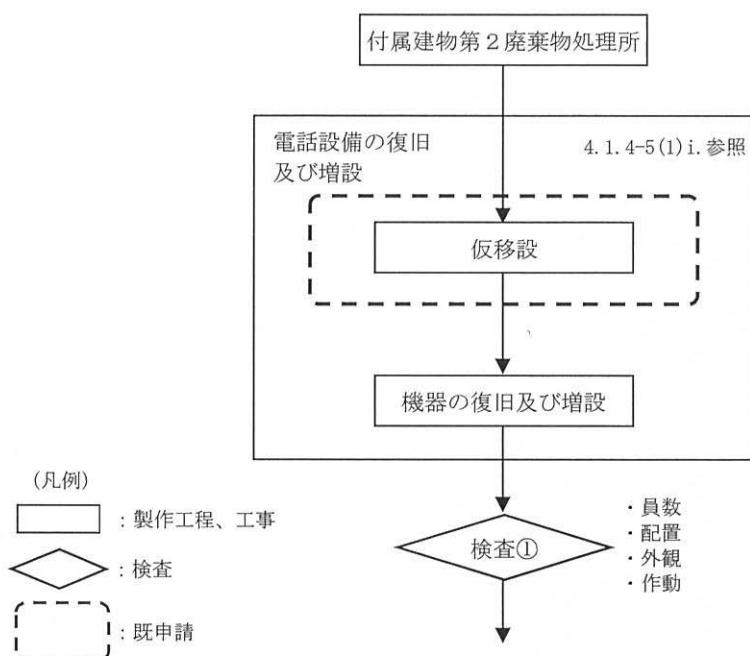
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-7 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



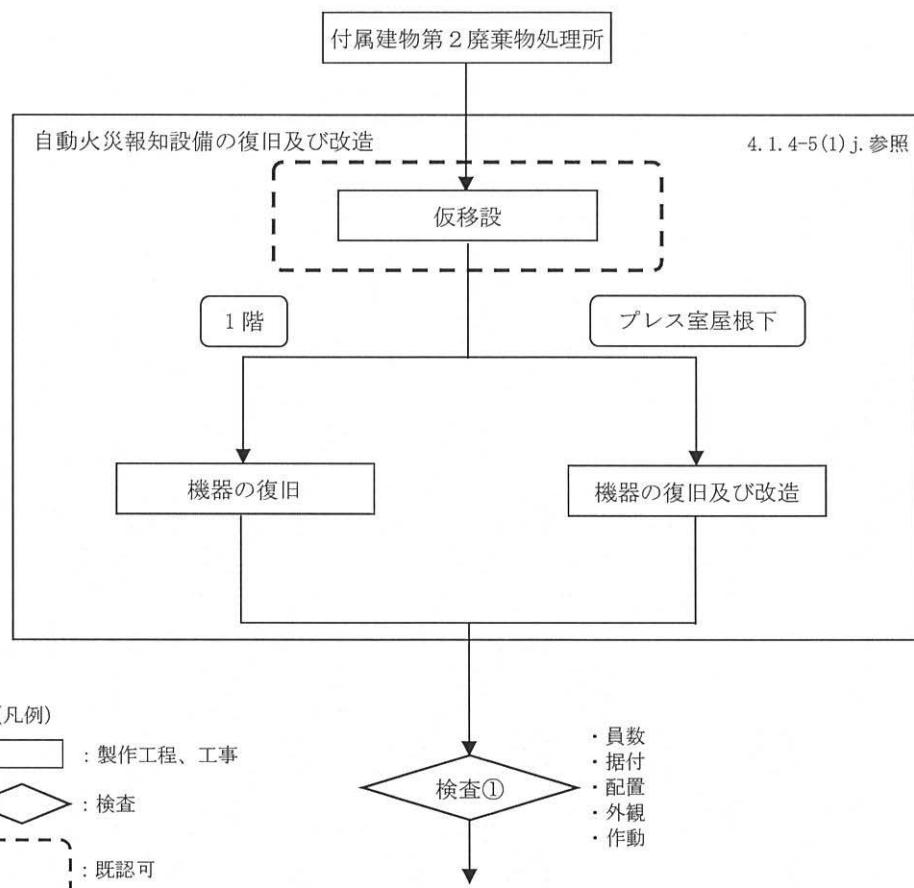
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-8 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図

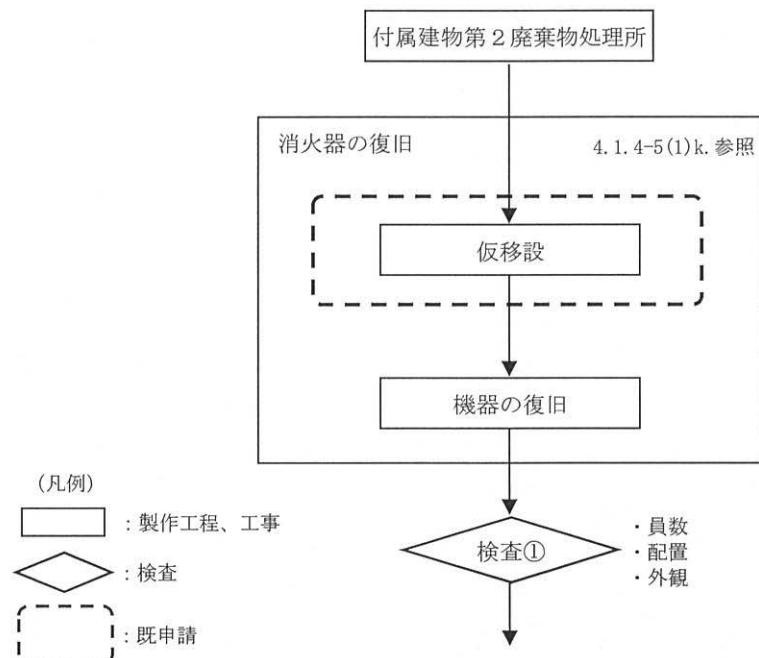


(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-5-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図

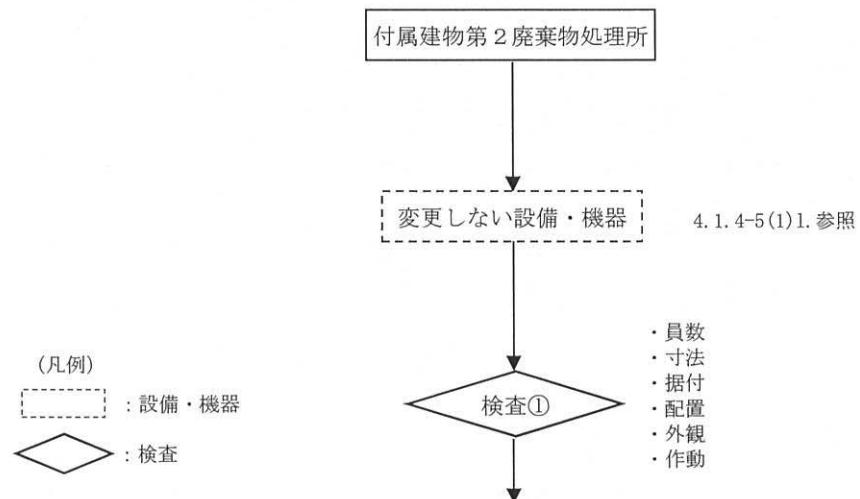


図リ 4-5-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造の手順フロー図



(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-11 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ4-5-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(4/4)に、検査の方法を表1-2-5(1/5)～(5/5)に示す。

4. 1. 4-6 付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に核燃料物質はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に保管されている放射性固体廃棄物は、事前に廃棄物管理棟等に移動することで、工事中に放射性廃棄物は保管されていない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る。（図リ4-6-1参照）
配置を図リ非-1-8に示す。
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。（図リ4-6-2参照）
配置を図リ非-1-8に示す。
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。（図リ4-6-3参照）
配置を図リ非-1-8に示す。
- d. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注3)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。（図リ4-6-4参照）
配置を図リ非-2-7に示す。
- e. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注4)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。（図リ4-6-5参照）
配置を図リ非-2-7に示す。
- f. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注5)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。（図リ4-6-6参照）
配置を図リ非-3-8に示す。
- g. 消火設備(消火器)の復旧^{注6)}：仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。（図リ4-6-7参照）
配置を図リ非-4-12に示す。
- h. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。（図リ4-6-8参照）
配置を図リ非-4-1に示す。

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請

- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請
- 注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請
- 注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

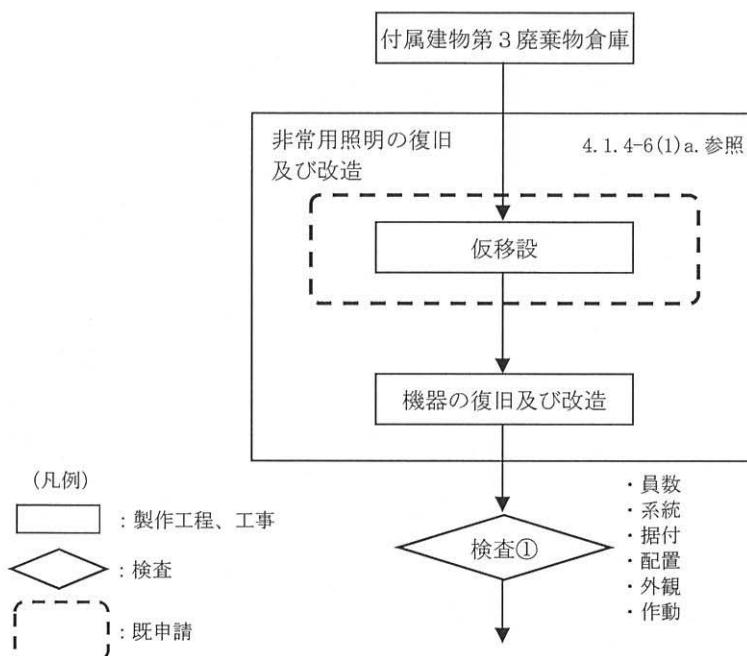
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する
なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

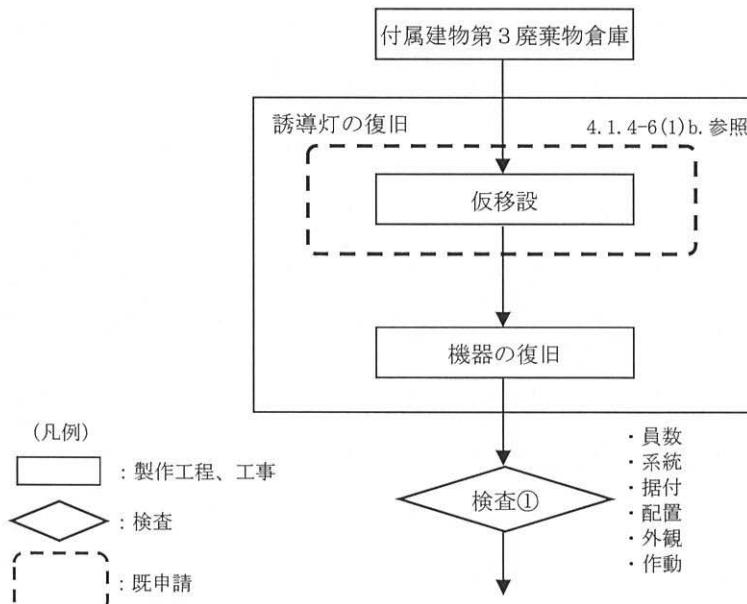
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



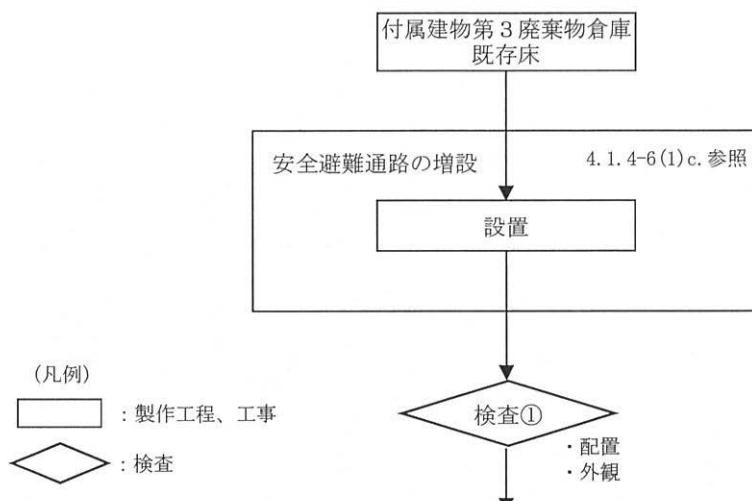
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ4-6-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図



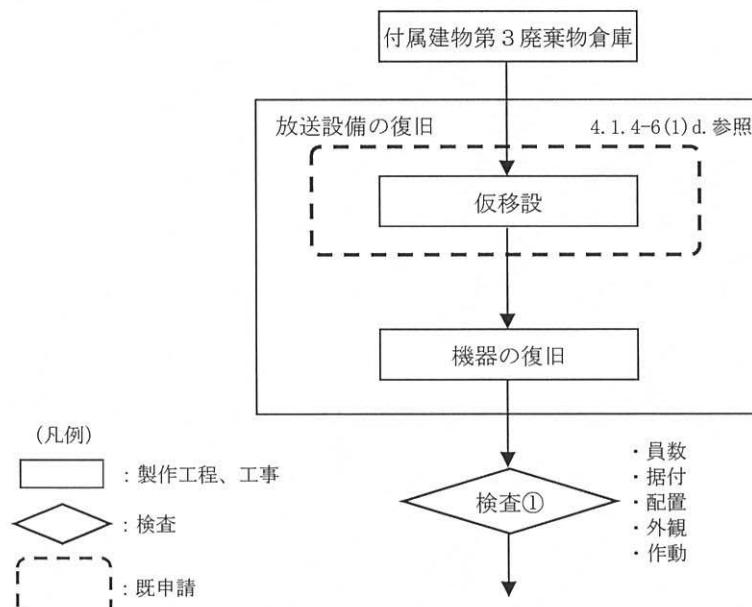
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ4-6-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



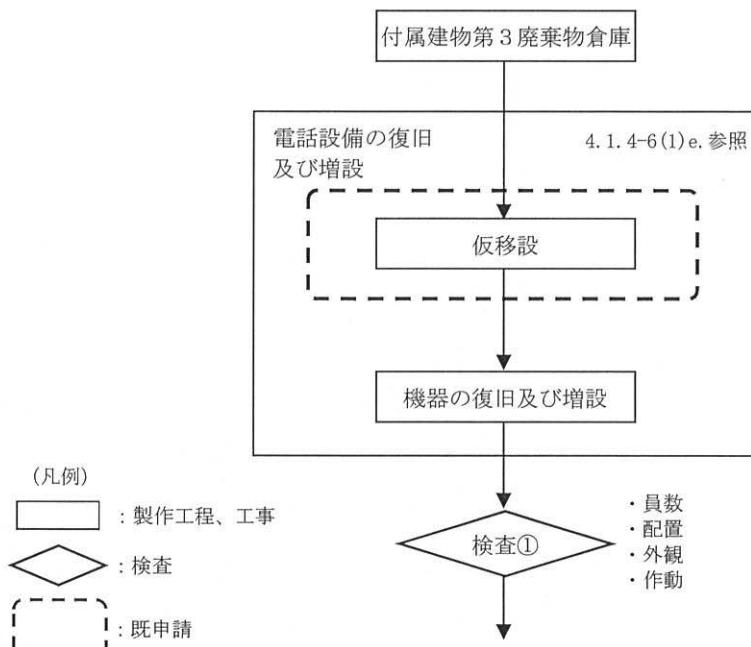
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ4-6-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



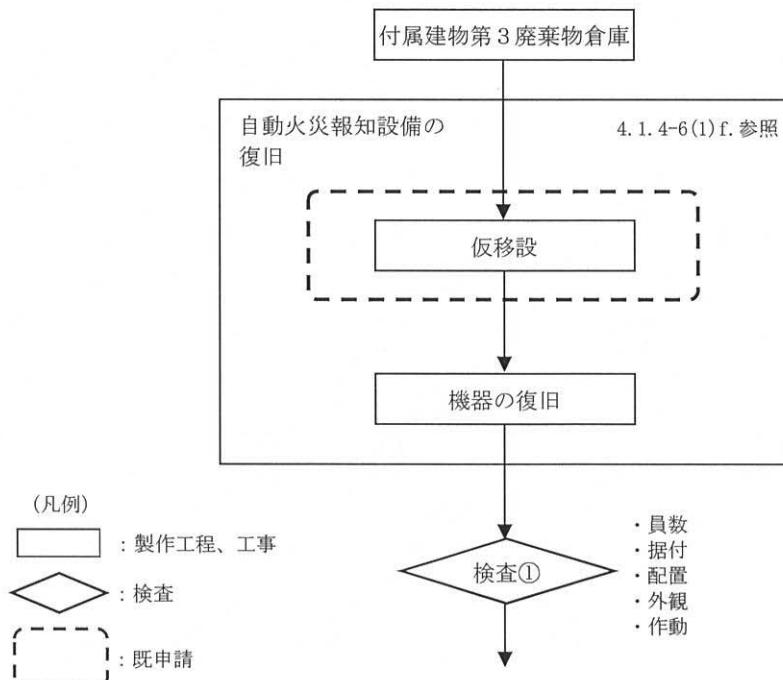
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ4-6-4 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



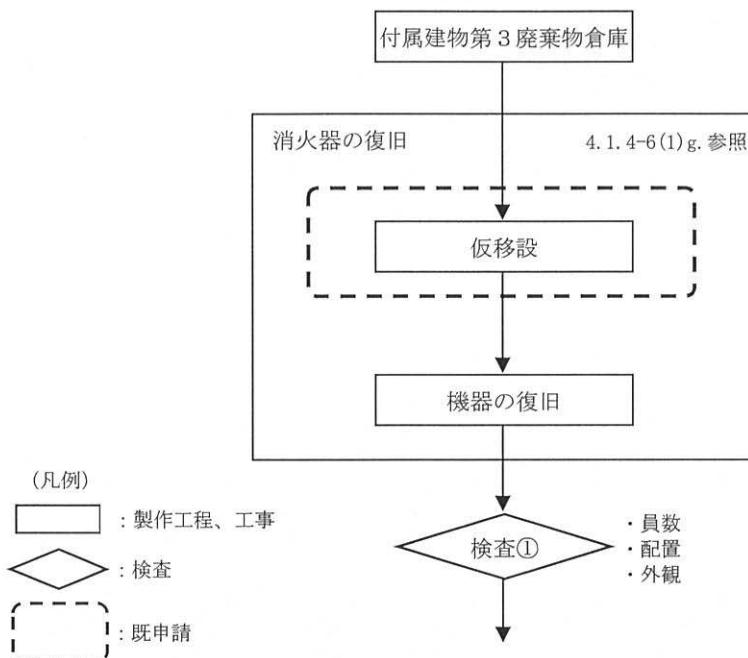
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ4-6-5 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



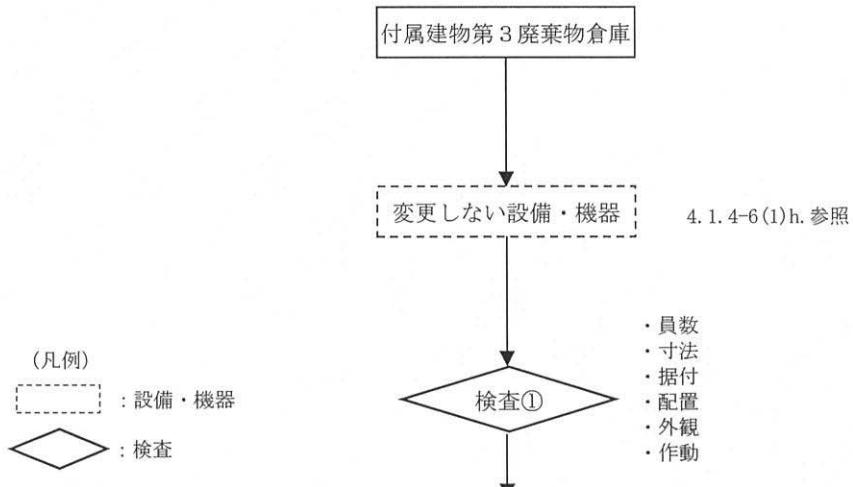
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ4-6-6 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図～)

図リ4-6-7 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図～)

図リ4-6-8 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(4/4)に、検査の方法を表1-2-6(1/3)～(3/3)に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2. 1. 保安秤量器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、変更がないため、保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図リ 5-1-1 及び図リ 5-1-2 参照）。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については 5 項参照。

(2) 品質保証計画

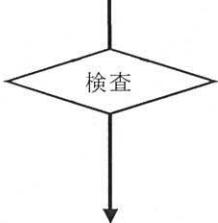
本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-7-1 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。

当事業所

変更しない設備・機器



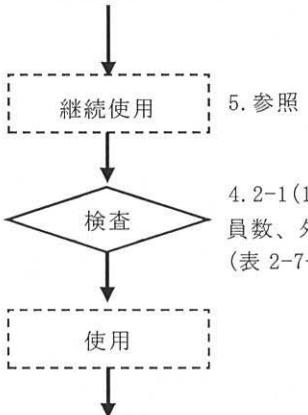
4.2-1(1)a.1)参照
員数、外観、据付、单一、材料
(表2-7-1参照)

(凡例)
△ : 検査

図リ5-1-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

当事業所

変更しない設備・機器 (継続使用の設備・機器)



5. 参照
4.2-1(1)a.1)参照
員数、外観、据付、单一、材料
(表2-7-1参照)

(凡例)
△ : 検査
[] : 使用

付属建物除染室・分析室(図イ2-2)または工場棟成型工場(図ハ2-1)へ

図リ5-1-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

4. 3. 準備工事（付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫）

(1) 手順

今回申請の付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ準-1参照）により行う。

加工施設の維持管理に不可欠な設備については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備及び理由については5項参照。なお、工事に伴い影響を受ける自動火災報知設備、消火器、緊急対策設備については、事前に所轄消防へ代替措置を説明し、同意を得ている。

新規制対応工事に先立ち、当該工事のために一部の設備・機器を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設又は代替措置を講じる。取り外した設備・機器、仮移設又は代替措置を講じた設備・機器は、次回以降申請する新規制対応工事において復旧する。なお安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

工事手順を以下に示す。

- a. 非常用照明の取り外し^{注1)}：図へ配準-1及び図へ配準-3に示す非常用照明を取り外し、代替措置を講じる。
- b. 誘導灯の取り外し^{注2)}：図へ配準-1及び図へ配準-3に示す誘導灯を取り外し、代替措置を講じる。
- c. 非常ベル設備の取り外し^{注3)}：図へ配準-1及び図へ配準-3に示す非常ベル設備を取り外し、仮移設する。
- d. 放送設備の取り外し^{注4)}：図へ配準-1及び図へ配準-3に示す放送設備を取り外し、仮移設する。
- e. 通信連絡設備（電話設備）の取り外し^{注5)}：図へ配準-1及び図へ配準-3に示す通信連絡設備（電話設備）を取り外し、仮移設する。
- f. 自動火災報知設備の取り外し^{注6)}：図へ配準-1及び図へ配準-3に示す自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）を取り外し、代替措置を講じる。

- g. 消火器の取り外し^{注7)}：図へ配準ー1及び図へ配準ー3に示す消火器を仮移設する。
- h. 屋外消火栓の取り外し・復旧：図リ配準ー1に示す屋外消火栓は安全機能を維持する措置に関して事前に公設消防と協議し、復旧する。
- i. 窒素供給設備及び水素供給設備の取り外し^{注8)}：図リ配準ー1に示す窒素供給設備及び水素供給設備は、固定しているボルト等を取り外し、当該設備・機器を取り外す。
- j. 取り外す設備・機器を一時保管するために、必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外す設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- k. 取り外しする設備・機器のうち第1種管理区域に設置された設備・機器で廃棄するものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

注)：施工上の注意事項

- 注1) 非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮設置すること。
- 注2) 誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮設置すること。
- 注3) 非常用ベル設備を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること。
- 注4) 放送設備を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること。
- 注5) 放送用設備（電話設備）を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること。
- 注6) 自動火災報知設備を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し、未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮設置すること。
- 注7) 消火器を取り外す場合は、対象とするものから歩行距離で20m以内になる位置に仮移設すること。
- 注8) 水素ガス供給配管を取り外す場合は、予め配管内部を窒素ガスで置換すること。

(2) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
 - ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
 - ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
 - ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
 - ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が

想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

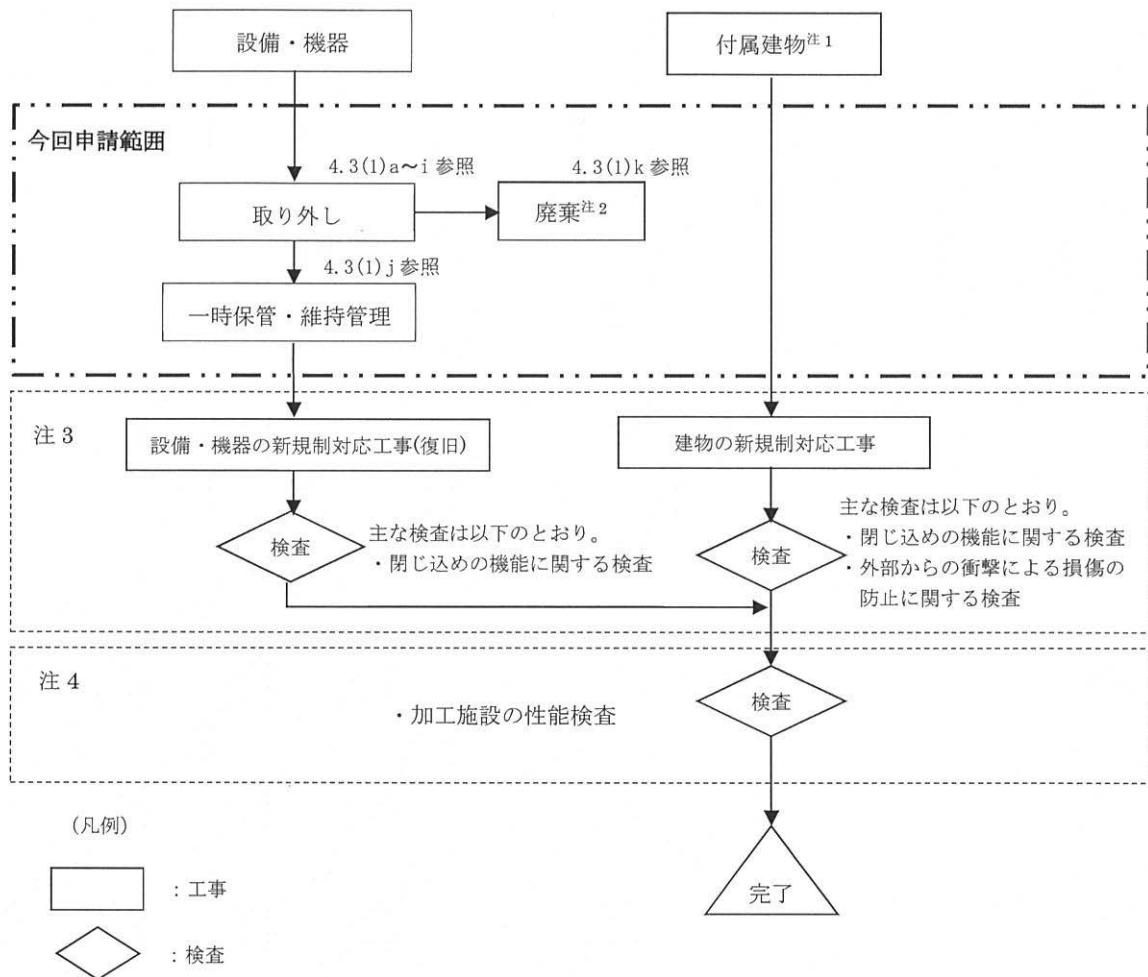
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



注 1：付属建物第 3 核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫。

注 2：第 1 種管理区域内で取り外した設備・機器のうち、不要となったものは、放射性廃棄物として保管廃棄する。

注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

図リ準-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は代替措置であるため、新規制基準適合のための検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

保安秤量器(成型工場 9)、(ウラン管理 3)、(ウラン管理 4)については、加工施設の維持管理に不可欠な活動である IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

保安秤量器(成型工場 9)、(ウラン管理 3)、(ウラン管理 4)は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

既設の緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表リ建-1-1-1 付属施設独立遮蔽壁(1) 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {881}付属施設遮蔽壁(転換工場の東側屋外)
設置場所	敷地内建物配置図(図リ建-1-1)参照	
機器名	付属施設独立遮蔽壁(1)	
変更内容	新設 ・付属施設独立遮蔽壁(1) 転換工場の東側屋外に遮蔽壁を新設する	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表リ建-2-1-1に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 独立遮蔽壁(1){881} □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 外殻鋼管付きコンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: 設計GLから-8.14m 配置: 図リ建-1-1参照 □ 杭構造・寸法 表リ建-2-1-1参照。 [5.1-建2] 独立遮蔽壁(1)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 □ 独立遮蔽壁(1) [6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料: 表リ建-2-1-1、図リ建-1-1~1-3参照 ・ 一次設計 □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。

表リ建-1-1-1 付属施設独立遮蔽壁(1) 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-1-1、図リ建-1-1~1-3 参照 <ul style="list-style-type: none"> F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、独立遮蔽壁(1)の各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表リ建-2-1-1 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14.2-建1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ建-1-1-1 付属施設独立遮蔽壁(1) 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)荷重に対し、独立遮蔽壁(1)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 独立遮蔽壁(1)の外壁(鉄筋コンクリート)</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、独立遮蔽壁(1)は貫通しない構造とする。</p>
添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-1-1 付属施設 独立遮蔽壁(1) 基礎伏図 図リ建-1-2 付属施設 独立遮蔽壁(1) 断面図 図リ建-1-3 付属施設 独立遮蔽壁(1) 基礎詳細図</p>

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

表リ建-1-1-2 付属施設独立遮蔽壁(2) 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {884}付属施設遮蔽壁(組立工場の西南角部屋外周辺)
設置場所	敷地内建物配置図(図リ建-1-1)参照	
機器名	付属施設独立遮蔽壁(2)	
変更内容	新設 ・付属施設独立遮蔽壁(2) 組立工場の西南角部屋外周辺に遮蔽壁を新設する	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表リ建-2-1-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 独立遮蔽壁(2) {884} □ 支持方法 □ 基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上 地盤種類:地表近くのローム層 [5.1-建2] 独立遮蔽壁(2)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 □ 独立遮蔽壁(2) [6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料:表リ建-2-1-2、図リ建-2参照 ・ 一次設計 □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。

表リ建-1-1-2 付属施設独立遮蔽壁 (2) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-1-2、図リ建-2 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、独立遮蔽壁(2)の各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。また、F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生接地圧は、短期地耐力が基礎底版接地圧を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8. 1-建 9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8. 2-建 3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 2-建 4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-建 1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表リ建-2-1-2 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-建 1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14. 2-建 1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ建-1-1-2 付属施設独立遮蔽壁(2) 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)荷重に対し、独立遮蔽壁(2)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、終局接地耐力は、基礎底版接地圧を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 独立遮蔽壁(2)の外壁(鉄筋コンクリート) <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、独立遮蔽壁(2)は貫通しない構造とする。</p>
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-2 付属施設 独立遮蔽壁(2) 基礎伏図及び断面図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 []内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表リ建-1-1-3 付属施設独立遮蔽壁(3) 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {883}付属施設遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	付属施設独立遮蔽壁(3)	
変更内容	新設 ・付属施設独立遮蔽壁(3) 容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を新設する	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表リ建-2-1-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 独立遮蔽壁(3){883} ▫ 支持方法 ▫ 基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上 地盤種類：地表近くのローム層 [5.1-建2] 独立遮蔽壁(3)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ▫ 独立遮蔽壁(3) [6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-1-3、図リ建-3参照 ・ 一次設計 ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m～32mの高台に立地している。

表リ建-1-1-3 付属施設独立遮蔽壁(3) 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-1-3、図リ建-3 参照 □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、独立遮蔽壁(3)の各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。また、F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生接地圧は、短期地耐力が基礎底版接地圧を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8. 1-建 9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8. 2-建 3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 2-建 4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表リ建-2-1-3 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建 1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14.2-建 1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ建-1-1-3 付属施設独立遮蔽壁(3) 仕様表(3/3)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)荷重に対し、独立遮蔽壁(3)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、終局接地耐力は、基礎底版接地圧を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 独立遮蔽壁(3)の外壁(鉄筋コンクリート) <p>[99-建5] F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。プレハブ(大)が飛来しても、独立遮蔽壁(3)は貫通しない構造とする。</p>
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-3 付属施設 独立遮蔽壁(3) 基礎伏図及び断面図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表リ建-1-1-4 付属施設独立遮蔽壁(4) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) ⑧82付属施設遮蔽壁(加工棟の東南角部屋外周辺)
設置場所	敷地内建物配置図(図リ建-1-1)参照	
機器名	付属施設独立遮蔽壁(4)	
変更内容	新設 ・付属施設独立遮蔽壁(4) 加工棟の東南角部屋外周辺に遮蔽壁を新設する	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表リ建-2-1-4に示す
	寸法(単位:m)	(本体) []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 独立遮蔽壁(4) {882} ▫ 支持方法 ▫ 基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 [5.1-建2] 独立遮蔽壁(4)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ▫ 独立遮蔽壁(4) [6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料: 表リ建-2-1-4、図リ建-4参照 ・ 一次設計 ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。

表リ建-1-1-4 付属施設独立遮蔽壁(4) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-1-4、図リ建-4 参照 <ul style="list-style-type: none"> F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、独立遮蔽壁(4)の各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。また、F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生接地圧は、短期地耐力が基礎底版接地圧を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8. 1-建 9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8. 2-建 3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 2-建 4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表リ建-2-1-4 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-建 1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14. 2-建 1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ建-1-1-4 付属施設独立遮蔽壁(4) 仕様表 (3 / 3)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)荷重に対し、独立遮蔽壁(4)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、終局接地耐力は、基礎底版接地圧を上回る。 ▫ 独立遮蔽壁(4)の外壁(鉄筋コンクリート)</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物であるプレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。</p>
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-4 付属施設 独立遮蔽壁(4) 基礎伏図及び断面図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

表リ建-1-2 付属設備水素供給設備 障壁 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {914}付属設備水素供給設備 障壁(水素供給設備の外周)
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	付属設備水素供給設備 障壁(水素供給設備の外周)	
変更内容	新設 ・付属設備水素供給設備 障壁 水素供給設備の外周に障壁を新設する	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表リ建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) 東側 西側 南側 北側
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障壁{914} <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ▫ 杭材料 高強度プレストレスト鉄筋コンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度: 設計GLから-5.83m 配置: 図リ建-5-1参照 ▫ 杭構造・寸法 表リ建-2-2参照 [5.1-建2] 障壁は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 障壁 [6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料: 表リ建-2-2、図リ建-5-1~5-6参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。

表リ建ー1ー2 付属設備水素供給設備 障壁 仕様表 (2 / 3)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料：表リ建ー2ー2、図リ建ー5ー1～5ー6 参照 <ul style="list-style-type: none"> F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、障壁の杭、壁、基礎底版に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8. 1-建 9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8. 2-建 2] (屋外危険物の火災・爆発)</p> <p>高圧ガス貯蔵所と加工施設の間は保安距離は確保されているが、万一の爆発に対する追加の安全対策として、高圧ガス保安法に基づいて障壁{914}(鉄筋コンクリート製)で高圧ガス貯蔵所の周りを囲むことにより、爆風を上方向に開放する。なお、水素トレーラ出入口からは横方向に爆風が解放されるが、水素ガス爆発の影響範囲には、核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がないため、鉄扉を設置しない。</p> <p>[8. 2-建 3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8. 2-建 4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表リ建ー2ー2 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-建 1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[14. 2-建 1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>

表リ建-1-2 付属設備水素供給設備 障壁 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速 92m/s) 荷重による発生応力に対し、障壁の各部に作用する終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 障壁の外壁(鉄筋コンクリート) [99-建5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、 プレハブ物置(大)に対して、障壁は貫通しない構造とする。	
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-5-1 付属設備 水素供給設備 障壁 基礎伏図 図リ建-5-2 付属設備 水素供給設備 障壁 X1, X2 通り軸組図 図リ建-5-3 付属設備 水素供給設備 障壁 Y1, Y2 通り軸組図 図リ建-5-4 付属設備 水素供給設備 障壁 基礎詳細図 図リ建-5-5 付属設備 水素供給設備 障壁 基礎梁、控壁、杭リスト 図リ建-5-6 付属設備 水素供給設備 障壁 断面図	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表リ建-1-3 付属施設防護フェンス 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{885} 付属施設防護フェンス
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照
機器名		付属施設防護フェンス
変更内容		新設 ・付属施設防護フェンス 童巻襲来時に敷地外からの車両の飛来を防止するため、公道と接する敷地境界線に防護フェンスを新設する
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 金属支柱、金属ワイヤーによるフェンス 基礎 : 杭基礎(端部、コーナー部)、直接基礎(端部及びコーナー部以外)
	主要な構造材	表リ建-2-3 に示す
	寸法 (単位:m)	(本体) []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 防護フェンス {885} (端部及びコーナー部) □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫総 □ 杭材料 鋼管杭 □ 杭位置 杭先端深度 端部(東側) : 設計 GL から -7.25m コーナー部 : 設計 GL から -5.25m 端部(中央北側) : 設計 GL から -7.25m 端部(中央南側) : 設計 GL から -6.75m 端部(西側) : 設計 GL から -5.25m 配置 : 図リ建-6-1、6-3、6-4 参照 □ 杭構造・寸法 表リ建-2-3 参照。 (端部及びコーナー部以外) □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 75kN/m ² 以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 [5. 1-建2] 防護フェンスは、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
地震による損傷の防止	[6. 1-建1]	・ 耐震重要度分類第1類 □ 防護フェンス
	[6. 1-建5]	・ 位置、構造、寸法、材料 : 表リ建-2-3、図リ建-6-1~6-6 参照 ・ 一次設計 □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力 (0.3G) を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。

表リ建-1-3 付属施設防護フェンス 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	[7. 1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8. 1-建 1] (竜巻) ・ 位置、構造、寸法、材料：表リ建-2-3、図リ建-6-1~6-6 参照 ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)荷重による発生応力に対し、防護フェンスの各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。
		[8. 1-建 2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。
		[8. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。
		[8. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。
		[8. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。
		[8. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-建 1] 耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表リ建-2-3 に示す)
安全機能を有する施設	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。
		[14. 2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表リ建ー1ー3 付属施設防護フェンス 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)荷重による発生応力に対し、防護フェンスの各部に作用する終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 防護フェンス (全体)</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻に対し、敷地外から飛来する恐れがある飛来物として乗用車（バン）が考えられるが、飛来物の衝突エネルギーより防護フェンスの吸収エネルギーは大きいこと、及び防護フェンスの支柱は塑性変形しないことから、飛来物が敷地内に飛来することを防止できる。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
添付図	<p>図イ建ー1ー1 敷地内建物配置図 図リ建ー6ー1 付属施設 防護フェンス配置図 図リ建ー6ー2 付属施設 防護フェンス構造図(標準部) 図リ建ー6ー3 付属施設 防護フェンス構造図(コーナー部) 図リ建ー6ー4 付属施設 防護フェンス構造図(端部) 図リ建ー6ー5 付属施設 防護フェンス構造図(門扉部 1) 図リ建ー6ー6 付属施設 防護フェンス構造図(門扉部 2)</p>

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

表リ建-2-1-1 付属施設独立遮蔽壁(1)(転換工場の東側屋外)
主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)遮蔽壁 構造:鉄筋コンクリート造 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層
主要な構造材	(1)遮蔽壁 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般:設計基準強度24.0N/mm ² ②杭:JIS A5372に定める外殻鋼管付きコンクリート杭 杭長さ:□m 杭径寸法:□mm及び□mm 杭先端深度:設計GLから-8.14m

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様	(1)遮蔽壁 a.独立遮蔽壁(1)の新設 鉄筋コンクリート 遮蔽壁厚さ:□mm 遮蔽壁高さ:□mm(設計GLから) 遮蔽壁合計長さ:□mm 基礎部幅:□mm他 鉄筋:D16(□)、 D19、D22及びD25(□) 新設杭:□mm及び□mm (外殻鋼管付きコンクリート杭)	(1)遮蔽壁 a.図リ建-1-1~3 (参考) 添付説明書一建2-VIII 添付説明書一建3-VIII

主要な部材寸法及び材質

工事名称	区分	部材寸法	材質
独立遮蔽壁(1)の新設	新設	鉄筋:D16 鉄筋:D19、D22、D25	□

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

表リ建-2-1-2 付属施設独立遮蔽壁(2)(組立工場の西南角部屋外周辺)
主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)遮蔽壁 構造:鉄筋コンクリート造 基礎:直接基礎 支持方法:基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度80kN/m ² 以上、短期許容応力度160kN/m ² 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)遮蔽壁 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般:設計基準強度24.0N/mm ²

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様	(1)遮蔽壁 b.独立遮蔽壁(2)の新設 鉄筋コンクリート 遮蔽壁厚さ : <input type="text"/> mm 遮蔽壁高さ : <input type="text"/> mm (設計GLから) 遮蔽壁合計長さ : <input type="text"/> mm 基礎部幅 : <input type="text"/> mm 鉄筋:D16 (<input type="text"/>) 及び D19 (<input type="text"/>)	(1)遮蔽壁 b.図リ建-2 (参考) 添付説明書一建2-VIII 添付説明書一建3-VIII

主要な部材寸法及び材質

工事名称	区分	部材寸法	材質
独立遮蔽壁(2)の新設	新設	鉄筋:D16 鉄筋:D19	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

表リ建-2-1-3 付属施設独立遮蔽壁(3)(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)
主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)遮蔽壁 構造:鉄筋コンクリート造 基礎:直接基礎 支持方法:基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度80kN/m ² 以上、短期許容応力度160kN/m ² 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)遮蔽壁 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般:設計基準強度24.0N/mm ²

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様	(1)遮蔽壁 c.独立遮蔽壁(3)の新設 鉄筋コンクリート 遮蔽壁厚さ : <input type="text"/> mm 遮蔽壁高さ : <input type="text"/> mm (設計GLから) 遮蔽壁合計長さ : <input type="text"/> mm 基礎部幅 : <input type="text"/> mm 鉄筋:D19及びD22 ()	(1)遮蔽壁 c.図リ建-3 (参考) 添付説明書一建2-VIII 添付説明書一建3-VIII

主要な部材寸法及び材質

工事名称	区分	部材寸法	材質
独立遮蔽壁(3)の新設	新設	鉄筋:D19、D22	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

表リ建-2-1-4 付属施設独立遮蔽壁(4)(加工棟の東南角部屋外周辺)
主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)遮蔽壁 構造:鉄筋コンクリート造 基礎:直接基礎 支持方法:基礎底版下端面から深さ1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度80kN/m ² 以上、短期許容応力度160kN/m ² 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)遮蔽壁 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般:設計基準強度24.0N/mm ²

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様	(1)遮蔽壁 d.独立遮蔽壁(4)の新設 鉄筋コンクリート 遮蔽壁厚さ : <input type="text"/> mm 遮蔽壁高さ : <input type="text"/> mm (設計GLから) 遮蔽壁合計長さ : <input type="text"/> mm 基礎部幅 : <input type="text"/> mm 地盤改良(長期地耐力80kN/m ²) 鉄筋:D13及びD16(<input type="text"/>)、D19(<input type="text"/>)	(1)遮蔽壁 d.図リ建-4 (参考) 添付説明書一建2-VIII 添付説明書一建3-VIII

主要な部材寸法及び材質

工事名称	区分	部材寸法	材質
独立遮蔽壁(4)の新設	新設	鉄筋:D13、D16 鉄筋:D19	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書一建2-VIII

添付説明書一建3-VIII

表リ建-2-2 付属設備水素供給設備障壁 主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)付属設備水素供給設備障壁 構造:鉄筋コンクリート造 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で直接支持 地盤:N値30以上の砂礫層
主要な構造材	(1)付属設備水素供給設備障壁 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般:設計基準強度24.0N/mm ² ②杭:JIS A5372に定める高強度プレストレスト鉄筋コンクリート杭 杭長さ:□m 杭径寸法:□mm及び□mm 杭先端深度:設計GLから-5.83m

(参考)

添付説明書-建2-X III

添付説明書-建3-XI

主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様	(1)付属設備水素供給設備障壁 a. 障壁の新設 鉄筋コンクリート 障壁厚さ(西側):□mm 障壁高さ(西側):□mm及び□mm(設計GLから) 障壁厚さ(西側以外):□mm 障壁高さ(北側):□mm及び□mm(設計GLから) 障壁高さ(南側):□mm(設計GLから) 障壁高さ(東側):□mm(設計GLから) 鉄筋:D10、D13及びD16(□)、 D19、D22及びD25(□) 新設杭:□mm及び□mm (高強度プレストレスト鉄筋コンクリート杭)	(1)障壁 a. 図リ建-5-1~6 (参考) 添付説明書-建2-X III 添付説明書-建3-XI

主要な部材寸法及び材質

工事名称	区分	部材寸法	材質
障壁の新設	新設	鉄筋:D10、D13、D16 鉄筋:D19、D22、D25	□

(参考)

添付説明書-建2-X III

添付説明書-建3-XI

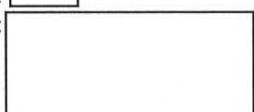
表リ建-2-3 付属施設防護フェンスの主要な構造材の仕様表

構築物の種類	<p>(1)付属施設防護フェンス 構造：金属支柱、金属ワイヤーによるフェンス 支持方法及び地盤 <u>端部及びコーナー部</u> 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層 <u>端部及びコーナー部以外</u> 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 75N/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)付属施設防護フェンス ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート(密度：2.05g/cm³以上) 新設基礎：設計基準強度 24.0N/mm² ②鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、H形鋼、溝形鋼 ③杭：鋼管杭(国交省認定番号：TACP-0126) 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 厚さ：5.8mm 杭先端深度：設計GLから 端部(東側) : <input type="text"/>m コーナー部 : <input type="text"/>m 端部(中央北側) : <input type="text"/>m 端部(中央南側) : <input type="text"/>m 端部(西側) : <input type="text"/>m</p>

(参考)

添付説明書-建 2-XIV

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様

工事名称	仕様	対象図面
緊急対策設備(2) 付属施設防護フェンス ^(注1)	<p>①設置箇所：公道と接する敷地境界線 ②高さ：<input type="text"/>mm (設計 GL から最上部のワイヤーロープまでの高さ) ③使用部材 ・鉄骨 材質：<input type="text"/> 寸法： ・ワイヤーロープ 材質：JIS G3525 に準拠 仕様：<input type="text"/>仕様 寸法：<input type="text"/> 破断強度：160kN ・シャックル 材質：<input type="text"/> ピン径：<input type="text"/>mm 使用荷重：15ton</p>	<p>(1)防護フェンス a. 図リ建-6-1～6</p> <p>(参考) 添付説明書-建 2-XIV</p>

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4. 1. 3. (1)a. 参照

表リ設-1 保安秤量器（転換工場 1）～（転換工場 10）仕様表（1/3）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備秤量設備 {923} 付属設備秤
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室 (8) 工場棟 転換工場 転換加工室 (9) 工場棟 転換工場 転換加工室 (10) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		保安秤量器（転換工場 1）～（転換工場 10） (1) 保安秤量器（転換工場 1） (2) 保安秤量器（転換工場 2） (3) 保安秤量器（転換工場 3） (4) 保安秤量器（転換工場 4） (5) 保安秤量器（転換工場 5） (6) 保安秤量器（転換工場 6） (7) 保安秤量器（転換工場 7） (8) 保安秤量器（転換工場 8） (9) 保安秤量器（転換工場 9） (10) 保安秤量器（転換工場 10）
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 変更なし (9) 変更なし (10) 変更なし
員数		10 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台 (5) 1 台 (6) 1 台 (7) 1 台 (8) 1 台 (9) 1 台 (10) 1 台

表リ設-1 保安秤量器(転換工場1)～(転換工場10)仕様表(2/3)

一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PB303-S (2) PB303-S (3) ARX-30K (4) ARX-30K (5) ARX-30K (6) ARX-30K (7) ARX-30K (8) ARX-30K (9) ARX-30K (10) ARX-30K ※市販品(秤量機)型式
	主要な構造材	型番に規定
	寸法(単位:mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 310g (2) 最大秤量値 310g (3) 最大秤量値 30g (4) 最大秤量値 30g (5) 最大秤量値 30g (6) 最大秤量値 30g (7) 最大秤量値 30g (8) 最大秤量値 30g (9) 最大秤量値 30g (10) 最大秤量値 30g
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 等粉末、粉末
	核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下
	安全機能を有する施設の地盤	—

表リ設-1 保安秤量器（転換工場1）～（転換工場10）仕様表（3/3）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤでつないでおく
	添付図	—

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

表リ設-2 保安秤量器（成型工場 1）～（成型工場 10）仕様表（1/3）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備秤量設備 {923} 付属設備秤
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		保安秤量器（成型工場 1）～（成型工場 10） (1) 保安秤量器（成型工場 1） (2) 保安秤量器（成型工場 2） (3) 保安秤量器（成型工場 3） (4) 保安秤量器（成型工場 4） (5) 保安秤量器（成型工場 5） (6) 保安秤量器（成型工場 6） (7) 保安秤量器（成型工場 7） (8) 保安秤量器（成型工場 8） (9) 保安秤量器（成型工場 9） (10) 保安秤量器（成型工場 10）
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 変更なし (9) 変更なし (10) 変更なし
員数		10 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台 (5) 1 台 (6) 1 台 (7) 1 台 (8) 1 台 (9) 1 台 (10) 1 台

表リ設－2 保安秤量器（成型工場1）～（成型工場10）仕様表（2/3）

一般仕様	型式	電子天秤式 (1) ARX-30K (2) ARX-30K (3) ARX-30K (4) ARX-30K (5) ARX-30K (6) ARX-30K (7) ARX-30K (8) ARX-30K (9) AI-220 (10) PB303
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 30,000g (2) 最大秤量値 30,000g (3) 最大秤量値 30,000g (4) 最大秤量値 30,000g (5) 最大秤量値 30,000g (6) 最大秤量値 30,000g (7) 最大秤量値 30,000g (8) 最大秤量値 30,000g (9) 最大秤量値 220g (10) 最大秤量値 310g
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 等粉末、粉末、ペレット
	核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下(ポート(焼結)、ペレットトレイ、金属容器(ペレット)、サンプル容器、ペレット：1個)
	安全機能を有する施設の地盤	—
技術基準に基づく設計（注）		

表リ設-2 保安秤量器（成型工場1）～（成型工場10）仕様表（3/3）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	—

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-3 保安秤量器（ウラン管理1）～（ウラン管理4）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備秤量設備 {923} 付属設備秤
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		保安秤量器（ウラン管理1）～（ウラン管理4） (1) 保安秤量器（ウラン管理1） (2) 保安秤量器（ウラン管理2） (3) 保安秤量器（ウラン管理3） (4) 保安秤量器（ウラン管理4）
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし
員数		4台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台
一般仕様	型式	ロードセル式、電子天秤式 (1) HS-CD-30 (2) FJ-T001is (3) ARX-30K (4) AJ-220JS
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 3,000,000g (2) 最大秤量値 1,000,000g (3) 最大秤量値 30,000g (4) 最大秤量値 220g
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 等粉末、粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (保安秤量器（ウラン管理1）) 濃縮度 5%以下 積載 UF ₆ シリンダ 1以下 (保安秤量器（ウラン管理2）) 濃縮度 5%以下 積載 大型粉末容器 1以下 (保安秤量器（ウラン管理3）、保安秤量器（ウラン管理4）) (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下(ポート（焼結）、ペレットトレイ、金属容器(ペレット)、サンプル容器、ペレット：1個)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表リ設-3 保安秤量器（ウラン管理1）～（ウラン管理4）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤでつないでおく（保安秤量器（ウラン管理2）（ウラン管理4）を除く）。
添付図		—

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

I－2 検査の項目及び方法

1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する付属建物シリンド洗浄棟、工場棟転換工場、工場棟組立工場、付属建物原料貯蔵所、付属建物容器管理棟、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物除染室・分析室、工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット、付属建物第3廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)、付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属設備水素供給設備障壁及び付属施設防護フェンスの検査の項目を表1－1(1/4)に、検査の方法を表1－3－1～1－3－16に示す。

付属建物シリンド洗浄棟、付属建物原料貯蔵所、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備の検査の項目を表1－1(2/4)～(4/4)に、検査の方法を表1－2－1～1－2－6に示す。

また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッタ、ガラリの建具及び建物に関する検査の方法を表1－4に示す。

表1-1 檜査の項目（1/4）

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項							QS (注4)	
				員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	
化学処理施設	屋外	付属建物	シンク洗浄棟	改造	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	工場棟	転換工場（鉄扉新設）	改造	-	①	○	-	○	-	-	○
組立施設	屋外	工場棟	組立工場（鉄扉新設）	改造	-	①	○	-	○	-	-	○
	屋外	付属建物	原料貯蔵所	改造	-	①	○	○	-	○	-	○
核燃料物質の貯蔵施設				変更なし (シングル封緘ビット)	-	①	○	-	○	-	-	○
	屋外	付属建物	容器管理棟独立遮蔽壁(5)	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
核廃棄物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	容器管理棟（鉄扉新設）	改造	-	①	○	-	○	-	-	○
	屋外	付属建物	第1廃棄物処理所	改造	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属建物	第1廃棄物処理所前室	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	付属建物	第2廃棄物処理所	改造	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属建物	第3廃棄物倉庫	改造	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属建物	除染室・分析室（鉄扉新設）	改造	-	①	○	-	○	-	-	○
	屋外	工場棟	転換工場チエックタンク室 地下集水槽地下ビット	変更なし	-	①	○	-	○	-	-	○
	屋外	付属建物	第3廃棄物倉庫	変更なし (廃棄物貯蔵設備(5))	○	①	○	-	○	-	-	○
その他加工施設	屋外	付属施設	独立遮蔽壁(1)	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属施設	独立遮蔽壁(2)	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属施設	独立遮蔽壁(3)	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属施設	独立遮蔽壁(4)	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属設備	水素供給設備障壁	新設	-	①	○	○	-	○	-	○
	屋外	付属施設	防護フェンス	新設	-	①	○	○	-	○	-	○

(注1)：外観検査（①機器の外観、②配管の確認）

(注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3)：その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

表1-1 檜査の項目 (2/4)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法							二号 (注2)	三号 (注3)	
				員数 (注1)	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底		
化学処理施設	付属建物シリンダ 洗浄室、 前室、 測定室、 沈殿槽室、 廃液処理室、 排気室、 貯蔵室(3)、 排気塔、 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	-	○	-	○	○	-	○	○
		誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	○	-	○	○
		安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	搬 (内部溢水止水用)(固定式)	新設	○	①	○	○	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	搬 (内部溢水止水用)(脱着式)	新設	○	①	○	○	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動 (警報設備)	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 消火設備	変更なし (警報設備)	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
核燃料物質の貯蔵 施設	付属建物原燃料貯 料貯蔵室	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	○	○	-	○	-	○	-	○
		誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動 (警報設備)	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 消火設備	変更なし (南側屋外消火栓) 改造 (西側屋外消火栓)	○	①	○	○	-	○	-	○	-	○
		消火器	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

(注2) : 機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3) : その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4) : 品質マネジメントシステムに係る検査

表1-1 検査の項目 (3/4)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項							
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するため十分な方法				二号 (注2)			
		員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	作動	QMS (注4)
放射性廃棄物の処理施設	付属建物第1廃棄物処理所、 廃棄物処理室、 排気室、 作業員室、 更衣室、 玄関、 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1) 誘導灯	改造 変更なし	○ ○	- -	○ ○	○ ○	- -	○ ○	- -	○ ○
		安全避難通路	増設	- ○	- ○	- ○	- ○	- -	- -	- -	○ ○
		非常用設備 緊急対策設備(2) 振	新設	- ○	○ ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	○ ○
		非常用設備 緊急対策設備(3) 非常用設備 非常用通報設備	新設 変更なし 増設	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		通信連絡設備 (電話設備)	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備 (火災感知設備) (警報設備)	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		非常用設備 消防栓	変更なし	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		消防器	変更なし	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		付属建物第1廃棄物処理所前室 前屋外	非常用設備 緊急対策設備(1) 誘導灯	増設	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○
		安全避難通路	増設	- ○	- ○	- ○	- ○	- -	- -	- -	○ ○ ○ ○
		非常用設備 非常用通報設備	増設	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		非常用設備 火災感知設備	増設 (火災感知設備)	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○
		非常用設備 消防栓	変更なし	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	○ ○ ○ ○

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

(注2) : 機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3) : その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4) : 品質マネジメントシステムに係る検査

表1-1 檜査の項目 (4/4)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項							二号 (注2)	三号 (注3) QMS (注4)
				員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物第2廃棄物処理所	非常用設備緊急対策設備(1) 非常用照明	改造	○	①	-	○	○	○	-	○	○
		誘導灯	変更なし	○	①	-	○	○	○	-	○	○
		安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	○
		非常用設備緊急対策設備(2) 非常用設備緊急対策設備(3)	新設	-	①	○	○	-	○	-	-	○
		吸排機	新設	○	①	○	○	-	○	-	-	○
		（内部溢水止水用）（固定式）										
		吸排機	新設	○	①	○	○	-	○	-	-	○
		（内部溢水止水用）（脱着式）										
		非常用設備非常ベル設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	○
		非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	○
		放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	○
		通信連絡設備（電話設備）	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	○
		非常用設備自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに運動する警報設備	○	①	-	○	-	○	-	○	○
			（火災感知設備） （警報設備）	○	①	-	○	-	○	-	○	○
		非常用設備消防設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	-	○	-	○
			消火器	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○
		非常用設備緊急対策設備(1)	非常用照明	改造	○	①	-	○	-	○	-	○
			誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○
		安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	○	-	-	○
		非常用設備非常用通報設備	通信連絡設備（電話設備）	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○
		非常用設備自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに運動する警報設備	○	①	-	○	-	○	-	○	○
			（火災感知設備） （警報設備）	○	①	-	○	-	○	-	○	○
		非常用設備消防設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	-	○	-	○
			消火器	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

(注2) : 機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3) : その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4) : 品質マネジメントシステムに係る検査

表1-2-1 付属建物シリンドラ洗浄棟の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備（1） 図リ4-1-1	検査① 員数 系統 非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
配置 外観 作動 誘導灯の復旧 図リ4-1-2	検査① 員数 系統 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
配置 外観 作動 安全避難通路の増設 図リ4-1-3	検査① 配置 外観 安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。 誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 付属建物シリソダ洗浄棟の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査①②	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備（3）	堰 (内部溢水止水用) (固定式)の新設 図り4-1-4	材料 寸法 検査③	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有する□であること。
検査④	員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
堰 (内部溢水止水用) (脱着式)の新設 図り4-1-5	検査①	材料 寸法	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの材質が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料 寸法	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板がアルミニウム合金と□であること。
	検査③	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査④	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。
		寸法	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		配置	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
		外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。
			脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 付属建物シリンドラ洗浄棟の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備の復旧 図リ4-1-6	検査① 員数 据付 配置	非常ベル設備の員数を目視により確認する。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
外観 作動		外観 作動	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
放送設備の復旧 図リ4-1-7	検査① 員数 据付 配置	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
外観 作動		外観 作動	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設 図リ4-1-8	検査① 員数 配置	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
外観 作動		外観 作動	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。又は記録により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
火災感知設備及びそれに連動する警報設備の復旧 図リ4-1-9	検査① 員数 据付 配置	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
外観 作動		外観 作動	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
自動火災報知設備		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		作動	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-1 付属建物シリソング洗浄棟の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図り4-1-10	検査① 員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火栓) 図り4-1-11	外観 員数	消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 屋外消火栓の員数を目視により確認する。	消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法 寸法	屋外消火栓について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
変更しない設備・ 機器の検査	消火栓	据付	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	屋外消火栓	外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。
品質マネジメントシステムに係る検査			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを。

表1-2-2 付属建物原料貯蔵所の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備（1）	非常用照明の復旧 図リ4-2-1	検査① 員数	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	系統		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されている。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	据付		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。又は記録により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
誘導灯の復旧 図リ4-2-2	検査① 員数		誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
	系統		誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	据付		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。
安全避難通路の増設 図リ4-2-3	検査① 配置		安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-2 付属建物原料貯蔵所の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備 図リ4-2-4	非常ベル設備の復旧	検査① 員数 据付 配置	非常ベル設備の員数を目視により確認する。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	外観	外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	作動	作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
	放送設備の復旧 図リ4-2-5	検査① 員数 据付 配置	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され ていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され ていること。
	外観	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	通信連絡設備(電話 設備)の復旧及び増設 図リ4-2-6	検査① 員数 配置	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	外観	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 又は記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	作動	作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認す る。又は記録により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	火災感知設備及び それに連動する警報設備の復旧 図リ4-2-7	検査① 員数 据付 配置	自動火災感知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災感知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていること。
非常用設備 自動火災報知設備 図リ4-2-8	火災感知設備及び それに連動する警報設備の復旧 図リ4-2-7	外観	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正 常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
			自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動する ことを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
			自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動す ることを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-2 付属建物原料貯蔵所の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備	消防器の復旧 図リ4-2-8	検査① 員数	消防器の員数を目視により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消防器の配置を目視により確認する。	消防器の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。
屋外消火栓の検査 及び改造 図リ4-2-9	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。
	据付	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
	配置	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
	外観	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
	作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	屋外消火栓が正常に作動すること。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。

表1-2-3 付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備（1）	非常用照明の復旧 図リ4-3-1	検査① 員数	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	系統	検査① 員数	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	据付	検査① 員数	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	検査① 員数	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	検査① 員数	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	検査① 員数	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 誘導灯の員数を目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。 誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
	誘導灯の復旧 図リ4-3-2	検査① 員数	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	系統	検査① 員数	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	据付	検査① 員数	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
	配置	検査① 員数	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
安全避難通路の増設 図リ4-3-3	外観	検査① 員数	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 安全避難通路の配置を目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。 安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
	作動	検査① 員数	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
	外観	検査① 員数		

表1-2-3 付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準	
		検査① 飛散防止用防護ネットの新設 図リ4-3-4	検査② 緊急対策設備(2)
非常用設備 緊急対策設備(2)	ワイヤーロープの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ワイヤーロープのロープ径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ワイヤーロープの材質、強度が申請内容のとおりであること。 ワイヤーロープのロープ径寸法が申請内容のとおりであること。	ワイヤーロープの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ワイヤーロープのロープ径寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	材料 寸法 シヤッフルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シヤッフルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	強力長シャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。 強力長シャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。	強力長シャックルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 強力長シャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査④	材料 寸法 ネットの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ネットの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。 ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。	シャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。 ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤	材料 寸法 ターンバッフルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ネットの金網綫径及び目合い寸法が申請内容のとおりであること。 ターンバッフルの材質、強度が申請内容のとおりであること。	ターンバッフルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ターンバッフルの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑥	材料 寸法 ターンバッフルのねじ径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ターンバッフルのねじ径寸法が申請内容のとおりであること。 ターンバッフルのねじ径寸法が申請内容のとおりであること。	ターンバッフルのねじ径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ターンバッフルのねじ径寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑦	据付 所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	接合コイル及び結束線の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 接合コイル及び結束線の材質、強度が申請内容のとおりであること。	接合コイル及び結束線の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 接合コイル及び結束線の材質、強度が申請内容のとおりであること。
配置 外観	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。 防護ネットにより確認する。	接合位置が申請内容のとおりであること。 接合位置が申請内容のとおりであること。	接合位置が申請内容のとおりであること。 接合位置が申請内容のとおりであること。

表1-2-3 付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目	検査① 検査② 検査③ 検査④	検査の方法	判定基準	
非常用設備緊急対策設備(3) 垂(内部海水止水用)(固定式)の新設図リ4-3-5	材料寸法	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。	
	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有するフッ素系樹脂であること。	
	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。	
	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。	
非常用設備非常用通報設備	放送設備の復旧図リ4-3-6	検査① 員数 据付 配置 外観 作動 通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設図リ4-3-7	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 放送設備の配置を目視により確認する。 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。 通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備が正常に作動すること。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 放送設備の配置が申請内容のとおりであること。 放送設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備が正常に作動すること。 通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。 通信連絡設備が正常に作動すること。

表1-2-3 付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 自動火災報知設備 それに連動する警報設備の復旧図り4-3-8	火災感知設備及び報設備の員数を検査①	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	
	員数 据付 配置 外観 作動	自動火災報知設備の員数が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備の配置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)に有害な傷及び変形がないことを記録により確認する。又は記録による作動試験を行い、正常に作動すること。	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。	
非常用設備 消防器の復旧図り4-3-9	消防器の員数を検査①	自動火災報知設備(感知器)に有害な傷及び変形がないことを記録により確認する。又は記録による作動試験を行い、正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	
変更しない設備・機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図り4-3-10	消防器の員数を検査① 員数 寸法 据付 配置 外観 作動	消防器の員数が申請内容のとおりであること。 消防器の配置が申請内容のとおりであること。 消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 消防器に有害な傷及び変形がないことを記録により確認する。 屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目視により確認する。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定していること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。
品質マネジメントシステムに係る検査			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	

表1-2-4 付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備の検査の方法（1/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備緊急対策設備(1) 図リ4-4-1	非常用照明の増設 検査①	員数 非常用照明の員数を目視により確認する。 系統 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。	員数 非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	配置 外観 作動	非常用照明の配置を目視により確認する。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯する。又は記録により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
誘導灯の増設 図リ4-4-2	検査①	員数 誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯が申請内容のとおりであること。	誘導灯が申請内容のとおりであること。
	系統 据付 配置 外観 作動	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。 誘導灯の配置を目視により確認する。 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
安全避難通路の増設 図リ4-4-3	検査①	配置 外観 安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-4 付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備の検査の方法（2/2）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備 図リ4-4-4	検査① 員数 放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認すること。
配置 外観	放送設備の配置を目視により確認する。 放送設備について作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。 放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	放送設備について作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
非常用設備 火災感知設備の増設 図リ4-4-5	検査① 員数 自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認すること。
配置 外観	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加速度による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
変更しない設備・機器の検査 消火設備(屋外消火栓) 図リ4-4-6	検査① 員数 屋外消火栓の員数を目視により確認する。 寸法 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 据付 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認すること。
配置 外観	屋外消火栓の配置を目視により確認する。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。
品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを。

表1-2-5 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（1/5）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備（1） 非常用照明の復旧 図リ4-5-1	検査① 員数 非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
配置 外観	配置 非常用照明の配置を目視により確認する。 外観 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動 員数	作動 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより確認することを確認する。又は記録により確認する。 員数 誘導灯の員数を目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。 誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
誘導灯の復旧 図リ4-5-2	検査① 系統 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。 誘導灯の配置を目視により確認する。 外観 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 作動 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。 誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図リ4-5-3	検査① 配置 外観 安全避難通路の増設 図リ4-5-3	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。

表1-2-5 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（2/5）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネットの新設 図リ4-5-4	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 材料 寸法 検査④ 材料 寸法 検査⑤ 材料 寸法 検査⑥ 材料 寸法 検査⑦ 据付 配置 外観	ワイヤーロープの材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。 ワイヤーロープのロープ径寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。 強力長シャックルの材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』に より確認する。 強力長シャックルのビン径寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』に より確認する。 シャックルの材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確 認する。 シャックルのビン径寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確 認する。 ネットの材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認す る。 ネットの金網線径及び目合い寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』 により確認する。 ターンバッフルの材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』によ り確認する。 ターンバッフルのねじ径寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』によ り確認する。 接合コイル及び結束線の材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』 により確認する。 接合コイル及び結束線の線径寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』 により確認する。 防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品 質記録により確認する。 防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。 溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確 認する。 防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により 確認する。

表1-2-5 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（3/5）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備（3） 壁 (内部溢水止水用) (固定式)の新設 図リ4-5-5	検査①② 材料 寸法 検査③ 材料 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認 する。 アンカーハーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有する□であること。
検査④ 員数 寸法 据付 配置 外観	固定式堰の員数を目視により確認する。 固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 材料 寸法 材料 寸法 外観	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。 固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。 固定式堰の位置が申請内容のとおりであること。 固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。 固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。 アンカーハーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーハーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板がアルミニウム合金と□であること。 止水板の寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有する□であること。
堰 (内部溢水止水用) (脱着式)の新設 図リ4-5-6	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 材料 寸法 検査④ 員数 寸法 据付 配置 外観	アンカーハーの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 脱着式堰の員数を目視により確認する。 脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-5 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（4/5）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備 図リ4-5-7	非常ベル設備の復旧	検査① 員数 非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
	放送設備の復旧 図リ4-5-8	検査① 員数 放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設 図リ4-5-9	通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設	検査① 員数 通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
	配置	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	外観	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	作動	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。又は記録により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
非常用設備 自動火災警報設備 図リ4-5-10	火災感知設備及びそれに連動する警報設備の復旧及び改造	検査① 員数 自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加壓器による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備	自動火災報知設備(ベル)	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
	作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-5 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備の検査の方法（5/5）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備	消防器の復旧 図り4-5-11	検査① 員数	消防器の員数を目視により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消防器の配置を目視により確認する。	消防器の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図り4-5-12	検査① 員数 寸法 寸法 据付 配置	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを。屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観 不凍式 作動	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。
品質マネジメントシステム	に係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを。

表1-2-6 付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目	検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ4-6-1	非常用照明の復旧 検査① 員数 系統 据付 配置 外観 作動 員数 誘導灯の復旧 図リ4-6-2	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置を目視により確認する。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを確認する。又は記録により確認する。 誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 誘導灯の配置を目視により確認する。 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 安全避難通路の増設 図リ4-6-3	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。 誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。 誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-6 付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備 放送設備の復旧 図り4-6-4	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 設備) 検査① 図り4-6-5	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 又は記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警 報設備の復旧 図り4-6-6	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加壓器による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
自動火災報知設備(ベル)	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
自動火災報知設備(発信機)	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-6 付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消防器の復旧 図リ4-6-7	検査① 員数	消防器の員数を目視により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消防器の配置を目視により確認する。	消防器の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備（屋外消火栓） 図リ4-6-8	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		据付	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。
	品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを。

表1-3-1 付属建物シリンドラ洗浄棟の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-a. 外壁更新	検査① 材料 寸法	ロックワールの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 ロックワールの嵩比重を『メーカー仕様書』により確認する。	ロックワールの材質が申請内容のとおりであること。 ロックワールの嵩比重が申請内容のとおりであること。
	検査② 材料 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
	検査③ 材料 寸法	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材が不燃性材料であること。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
	検査④ 寸法 配置	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ロックワールの加工厚さを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディングにロックワールが施工されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 ロックワールの加工厚さが申請内容のとおりであること。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディングにロックワールが申請内容のとおりに施工されていること。
1-b. 鉄扉新設	検査① 材料 寸法 据付 外観	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
1-c. 鉄扉及びシャッタ補強	検査① 材料 寸法 据付 外観	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
	検査② 材料 寸法 外観	シャッタ補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタ補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 材料 寸法 据付 外観	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを記録と目視により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-2 工場棟転換工場（鉄扉新設）の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目			検査の方法	判定基準
	検査①	材料	寸法		
2-a. 鉄扉新設	検査①	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。	
		鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。	

表1-3-3 工場棟組立工場（鉄扉新設）の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目			検査の方法	判定基準
	検査①	材料 寸法	検査② 据付 外観		
3-a. 鉄扉新設	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。			
	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。			
	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。			
品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。			
		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。			

表1-3-4 付属建物原料貯蔵所の検査の方法 (1/2)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
4-a. 東側外壁の壁新設補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容とおりであること。
	検査③ 杭	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容とおりであること。
4-b. 西側外壁の壁新設補強	検査④ 配置 着底	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。 杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。 支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	杭の外形寸法が申請内容とおりであること。 杭の配置が申請内容とおりであること。 打設した杭の杭頭のGLからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。
	検査⑤ 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。 壁表面に有害な傷及び変形がないこと。
4-c. 鉄扉新設	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容とおりであること。
	検査③ 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。 壁表面に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	寸法	鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容とおりであること。
	検査② 据付 外観	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容とおりであること。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-4 付属建物原料貯蔵所の検査の方法（2/2）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
4-d. 鉄扉補強	検査① 材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。
	寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
4-e. シリンダ貯蔵ビットの検査	外観 材料	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 材料	鉄筋の材質、強度を記録により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	コンクリートの強度を記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
		塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
		鉄筋径の寸法を記録により確認する。	鉄筋径の寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	原料貯蔵地下ビット表面に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	原料貯蔵地下ビット表面に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-5 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
5-a、独立遮蔽壁(5)の新設			
検査① 材料	地盤の支持力を施工業者の品質記録により確認する。		地表近くのローム層における長期許容応力度が80kN/m ² 以上、短期許容応力度が160kN/m ² 以上であること。
検査② 材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄筋の材質、強度が申請内容とおりであること。
寸法	鉄筋の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄筋の寸法が申請内容とおりであること。
検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。		型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査④ 材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。		コンクリートの強度が申請内容とおりであること。
配置	独立遮蔽壁の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。		独立遮蔽壁が申請内容のとおりに設置されていること。
据付	独立遮蔽壁が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。		独立遮蔽壁の設置位置が申請内容のとおりであること。
外観	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。		新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-6 付属建物容器管理棟（鉄扉新設）の検査の方法

工事番号及び工事名称 5-6. 鉄扉新設	検査の項目	検査の方法		判定基準
		材料	寸法	
検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	寸法	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	据付け	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認する。		鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。
	品質マネジメントシステムに係る検査			

表1-3-7 付属建物第1廃棄物処理所の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-a. 柱脚補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料 寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤	材料 寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板が不燃性材料であること。
検査⑥	材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 床表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な傷及び変形がないこと。
6-b. 鉄骨フレース新設	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
検査②	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
6-c. 鉄骨フレース交換補強	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
検査②	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
6-d. 鉄骨梁交換補強	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
検査②	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
6-e. 屋根面プレース追設	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-7 付属建物第1廃棄物処理所の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-f. 柱補強	検査① 材料 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 外観 据付	外観 所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
6-g. 柱梁仕口部補強	検査① 外観 据付	溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 溶接部に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないこと。 溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
6-h. 柱脚部溶接補強	検査① 外観 据付	溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないこと。 溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
6-i. 間仕切り壁更新	検査① 材料 寸法	石膏ボードの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質が申請内容のとおりであること。 石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 外観 配置	下地材 寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
検査③ 外観 配置	下地材 寸法	石膏ボードの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	石膏ボードが申請内容のとおりであること。 下地材の表面寸法が申請内容のとおりであること。
6-j. 外壁サイディング補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの配置を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの直径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの直径寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 外壁 寸法	外壁 寸法	ロックワール充てん鋼板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 ロックワール充てん鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ロックワール充てん鋼板の材質が申請内容のとおりであること。 ロックワール充てん鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査④⑤ 外壁 寸法	外壁 寸法	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材及び鉄骨の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材及び鉄骨の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑥ 外壁 寸法	外壁 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑦ 外観 配置	外観 寸法	サイディングの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	サイディングに有害な傷及び変形がないこと。 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-7 付属建物第1廃棄物処理所の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準
	検査①	検査②		
6-k. 鋼板新設	材料 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
6-l. シャッタ新設 ²	据付 外観	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鋼板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
6-m. 鉄扉補強	材料 寸法 据付 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタの設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタに有害な傷及び変形がないこと。	
	材料 寸法 据付 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタに有害な傷及び変形がないこと。	
	材料 寸法 据付 外観	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりに設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを旨類により確認する。	
	品質マネジメントシステムに係る検査			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-8 付属建物第1廃棄物処理所前室の検査の方法

工事番号及び工事名称 7-a. 第1廃棄物処理所前室の 新設	検査の項目	検査の方法	判定基準
検査①	材料	地盤の支持力を施工業者の品質記録により確認する。	地表近くのローム層における長期許容応力度が50kN/m ² 以上、短期許容応力度が100kN/m ² 以上であること。
検査②	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容とおりであること。
寸法		鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の径寸法が申請内容とおりであること。
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査④	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査⑤	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
検査⑥	材料	追設カバー及び止水シートの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー及び止水シートの材質が申請内容とおりであること。
寸法		追設カバー及び止水シートの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー及び止水シートの厚み寸法が申請内容とおりであること。
検査⑦	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容とおりであること。
寸法		鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉が不燃性材料であること。
検査⑧	材料	シート防水の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	シート防水の材質が申請内容とおりであること。
寸法		シートの防水の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シート防水の材質が申請内容とおりであること。
検査⑨	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。
		電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁の貫通部に施工した耐火シールの材質を施工業者の品質記録により確認する。	耐火シールの材質が国土交通大臣の認定を受けた耐火シールが施工されていること。
配置		前室の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	前室が申請内容とおりに設置されていること。
		電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁の貫通部の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	貫通部の配置が申請内容とおりであること。
		雨樋が図面のとおりに設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	雨樋が図面のとおりに設置されていること。
据付		エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容とおりであること。
外観		鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容とおりであること。
		エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
		新設した前室及び鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した前室及び鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
		屋根にシート防水が施工されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

表1-3-9 付属建物第2廃棄物処理所の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
8-a. 柱梁仕口部補強（1/2：鋼板補強）	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
8-b. 外部階段移設	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 据付 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 階段が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 階段に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないこと。 溶接部に有害な傷及び変形がないこと。 溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
8-c. 耐火壁追設	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 配置 外観	石膏ボードの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 石膏ボードの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードの材質が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	石膏ボードの材質が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。
8-d. エキスパンションジョイント改造	検査① 材料 寸法 検査② 配置 外観	追設カバー及び止水シートの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 追設カバー及び止水シートの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	追設カバー及び止水シートの材質が申請内容のとおりであること。 追設カバー及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-9 付属建物第2廃棄物処理所の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準	
		寸法	材料		
8-e. 鋼板新設	検査①	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。	鋼板が不燃性材料であること。	
	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	鋼板の設置位置が申請内容のとおり確認する。	
	検査②	据付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板に有害な傷及び変形がないこと。	
	外観	鋼板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板に有害な傷及び変形がないこと。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査①②	材料	認定する。鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。	壁枠及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	寸法	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
8-f. 外壁サイディング補強	検査④	材料	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	寸法	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査⑤⑥	材料	外壁下地材及び鉄骨の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の寸法が申請内容のとおりであること。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングが不燃性材料であること。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑦	材料	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングが不燃性材料であること。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑧	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングが不燃性材料であること。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
8-g. 鉄扉新設	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	サイディングの設置位置が申請内容のとおりであること。	
	据付	サイディングが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な傷及び変形がないこと。	
	外観	サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な傷及び変形がないこと。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。	鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
	寸法	鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおり確認する。	
8-h. 鉄扉新設	据付	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	
	外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-3-9 付属建物第2廃棄物処理所の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	材料	
8-i. 鉄扉補強	検査①	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。
	検査②	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉補強材が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
8-i. 折板追設補強	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
	検査①	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。		折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。		折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。		折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-10 付属建物第3廃棄物倉庫の検査の方法（1/2）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	ロックワールの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	
9-a. 外壁更新	検査① 材料 寸法	ロックワールの嵩比重を『メーカー仕様書』により確認する。	ロックワールが不燃性材料であること。 ロックワールの嵩比重が申請内容のとおりであること。	
	検査② 材料 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングが不燃性材料、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。	
	検査③ 材料 寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
	検査④ 寸法 配置 据付 外観	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 ロックワールの加工厚さを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングにロックワールが施工されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 サイディング及びロックワールに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。 サイディングにロックワールが申請内容のとおりに施工されていること。 サイディング及びロックワールに有害な傷及び変形がないこと。	
9-b. 鉄扉補強	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
9-c. シャッタ交換	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。 シャッタの設置位置が申請内容のとおりであること。	

表1-3-10 付属建物第3廃棄物倉庫の検査の方法（2/2）

工事番号及び工事名称 9-d. 折板張替え補強	検査の項目		検査の方法	判定基準
	検査①	材料		
検査②	寸法	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。	
	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査③	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	折板に有害な傷及び変形がないこと。	
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。	

表1-3-11 付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査①	検査②	
10-a. 鉄扉新設	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	寸法	鉄扉の外形寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。		鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。		鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを 書類により確認する。		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-12 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査①	材料	
11-a. チェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査	鉄筋の材質、強度を記録により確認する。			鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	コンクリートの強度を記録により確認する			コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。			塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
	寸法 鉄筋径の寸法を記録により確認する。			鉄筋径の寸法が申請内容のとおりであること。
	外観 原料倉庫地下ピット表面に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。			原料倉庫地下ピット表面に有害な傷及び変形がないこと。
	品質マネジメントシステムに係る検査 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-13 付属建物第3廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
12-a. 廃棄物貯蔵設備(5)の検査	検査①		
	材料	員数 あと施工接着系アンカーボルトの員数を目視により確認する。 パレットの使用材料を品質記録により確認する。 ターンバックルの使用材料を品質記録により確認する。	あと施工接着系アンカーボルトの員数が申請内容のとおりであること。 パレットの使用材料が申請内容のとおりであること。 ターンバックルの使用材料が申請内容のとおりであること。
	寸法	あと施工接着系アンカーボルトの使用材料を品質記録により確認する。 パレットの寸法を測定機器により確認する。	あと施工接着系アンカーボルトの寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	あと施工接着系アンカーボルトの寸法を測定機器により確認する。 ドラム缶の配置場所に有害な傷及び変形がないこと。 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	あと施工接着系アンカーボルトの寸法が申請内容のとおりであること。 ドラム缶の配置場所に有害な傷及び変形がないこと。 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。
	品質マネジメントシステムに係る検査		

表1-3-14 付属施設独立遮蔽壁の検査の方法（1/4）

工事番号及び工事名称 独立遮蔽壁(1)の新設 図1-1	検査の項目	検査の方法	判定基準
検査① 材料 寸法	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。	
	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
検査② 配置 着底	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
	支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	打設した杭の杭頭のGLから下の深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。	
検査③ 材料 寸法	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の径寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
検査⑤ 配置 据付 外観	独立遮蔽壁の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁が申請内容のとおりに設置されていること。	
	独立遮蔽壁が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこととを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。	
品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。	

表1-3-14 付属施設独立遮蔽壁の検査の方法（2/4）

工事番号及び工事名称 独立遮蔽壁(2)の新設 図1-2	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査の方法	判定基準	
検査①	材料	地盤の支持力を施工業者の品質記録により確認する。	地表近くのローム層における長期許容応力度が80kN/m ² 以上、短期許容応力度が160kN/m ² 以上であること。	
検査②	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容とおりであること。	
	寸法	鉄筋の全寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の寸法が申請内容とおりであること。	
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。	
検査④	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。	
	配置	独立遮蔽壁の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁が申請内容のとおりに設置されていること。	
	据付	独立遮蔽壁が所定の場所に設置されることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。	
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。	

表1-3-14 付属施設独立遮蔽壁の検査の方法（3/4）

工事番号及び工事名称 独立遮蔽壁(3)の新設 図リ1-3	検査の項目		検査の方法	判定基準
	検査①	材料		
	検査②	材料	地盤の支持力を施工業者の品質記録により確認する。 鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	地表近くのローム層における長期許容応力度が80kN/m ² 以上、短期許容応力度が160kN/m ² 以上であること。
	寸法	寸法	鉄筋の格寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋の格寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
		配置	独立遮蔽壁の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
		据付	独立遮蔽壁が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁が申請内容のとおりに設置されていること。
		外観	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁の設置位置が申請内容のとおりであること。
		品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-14 付属施設独立遮蔽壁の検査の方法（4/4）

工事番号及び工事名称 独立遮蔽壁(4)の新設 図リ1-4	検査の項目	検査の方法	判定基準
検査①	材料	地盤の支持力を施工業者の品質記録により確認する。	地表近くのローム層における長期許容応力度が80kN/m ² 以上、短期許容応力度が160kN/m ² 以上であること。
検査②	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の径寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
	配置	独立遮蔽壁の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁が申請内容のとおりに設置されていること。
	据付	独立遮蔽壁が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	独立遮蔽壁の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。
	品質マネジメントシステムに係る検査	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-3-15 付属設備水素供給設備障壁の検査の方法

工事番号及び工事名称 障壁の新設 図リ2-1	検査の項目	検査の方法	判定基準
検査① 材料 寸法	材料 鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋の径寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料 杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。	
検査② 寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	配置 着底	杭の配置が申請内容のとおりであること。 支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。 打設した杭の杭頭のGLからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。
検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④ 材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤ 配置 据付 外観	障壁の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。 障壁が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 新設した障壁に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	障壁が申請内容のとおりに設置されていること。 障壁の設置位置が申請内容のとおりであること。 新設した障壁に有害な傷及び変形がないこと。	
	品質マネジメントシステムに係る検査書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを	

表1-3-16 付属施設防護フェンスの検査の方法

工事番号及び工事名称 防護フェンスの新設 図リ3-1	検査の項目	検査の方法	判定基準
検査① 寸法	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。
	寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 配置 着底	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。
	着底	支柱層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	打設した杭の杭頭のGLからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。
検査③ 寸法	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査④ 寸法	寸法	鉄骨の外寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の外寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法	ワイヤロープ及びシャックルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ワイヤロープ及びシャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤ 寸法	材料	ワイヤロープ及びシャックルの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ワイヤロープ及びシャックルの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	ワイヤロープの断面寸法及びシャックルのビン径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ワイヤロープの断面寸法及びシャックルのビン径寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑥ 据付 外観	配置	防護フェンスの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	防護フェンスが申請内容のとおりに設置されていること。
	据付	防護フェンスが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	防護フェンスの設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	防護フェンスに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	防護フェンスに有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従つて行われたものであること。

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目			検査の方法	判定基準
材料 杭	寸法 配置 材料	寸法を記録により確認する。 配置を記録により確認する。 材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 配置が申請内容のとおりであること。 材料が申請内容のとおりであること。	
鉄筋	寸法 材料	材質、強度を記録により確認する。	材質が申請内容のとおりであること。	
コンクリート	寸法 材料	材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 材料が申請内容のとおりであること。	
鉄骨	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 材料が申請内容のとおりであること。	
軽量気泡 コンクリート (ALC)	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	
鉄筋	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。	
シャッタ	寸法 材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。 材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。	
ガラリ	寸法 材料	寸法を記録により確認する。 材質を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 材料が申請内容のとおりであること。	
建物	寸法 配置 系統	ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。 常⽤電源系統、非常⽤電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていることを⽬視により確認する。 エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	ガラリにフィルタが設置されていること。 常用電源系統、非常⽤電源系統の配電盤が設置されていること。 配置が申請内容のとおりであること。	
外観		雨樋が図面のとおりに設置されていることを⽬視により確認する。 供給配管の外部との接続部にストレーナ（60メッシュ）が設置されていることを⽬視により確認する。 既設建物の扉は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを⽬視により確認する。 既設建物の外観を⽬視により確認する。	雨樋が図面のとおりに設置されていること。 接続部にストレーナ（60メッシュ）が設置されていること。 水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。 既設建物の外観に著しい亀裂、剥落、変形、損傷又は腐食がないこと。	
		屋根にシート防水が施工されていることを⽬視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。	

2. 各設備に関する検査の項目及び方法

今回申請する化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設の検査の項目を表2-1-1～表2-7-1に示す。また、これらの検査の方法を表2-8-1及び表2-8-2に示す。

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (1/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項												二号 ※1		三号 ※2	
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												二号 ※1		三号 ※2	
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 性能 注2	面速	保持	作動注1	TL	他	仕様 性能 注2
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	UO ₂ 貯槽	改造	①	①②③ (7)⑧⑨ ⑥⑦	①⑤	①② ①②③ ⑧	①② ①②③ ⑦	① ①② ③	① ①② ③	①② ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③
		熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽)	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①②	①②③ ⑦	① ①② ③	① ①② ③	①② ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		堰(UO ₂ F ₂ 貯槽)	新設	①	①②③ ⑦	①②	①	①② ⑦	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		飛散防止カバー	新設	①	①②	①	①②	①	①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		液受槽	改造	①	①②③ (7)⑧⑨ ⑥⑦	①⑤	①② ①②③ ⑦⑧⑨ ⑥⑦	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		調液貯槽	改造	①	①②③ ⑦⑧⑨ ⑥⑦	①⑤	①②	①	①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		熱交換器(調液貯槽)	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①②	①②③ ⑦	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		沈殿槽	改造	①	①②③ ⑦⑧⑨ ⑥⑦	①⑥	①②	①②③ ⑦	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
熱成槽		堰(液貯槽)	新設	①	①②③ ⑦	①②	①②	①②③ ⑦	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	
		熟成槽	改造	①	①②③ ⑧⑨ ⑥⑦	①⑤	①②	①	①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	① ①② ③	

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「TL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「Q M S」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (2/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項										二号※2 仕様 性能 注2	三号※2 仕様 性能 注3				
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号※1 作動注1											
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 注2	面速	保持	IL	他	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	遠心分離機(洗浄用)	改造	①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	-	-	-	①
		堰(洗浄槽)	新設	①	①②③ ⑦	①② ⑦	①② ③	-	①	-	-	①	-	-	-	②	-	-	①
		洗浄槽	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	②	-	-	①
		洗浄ろ液分離槽	改造	①	①②③ ④⑦⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	②	-	-	①
		遠心分離機(固液分離用)	改造	①	①②③ ⑦⑧⑨	①⑤ ⑥	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	⑧	-	-	①
		ろ液分離槽	改造	①	①②③ ④⑦⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	②⑤	-	-	①
		仕上げろ過機	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	⑤	-	-	①
		ろ過器(転換工程)	改造	①	①②③ ⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	-	-	-	①
		濃縮液受槽	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	②	-	-	①
		清澄液受槽	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	②④	-	-	①
		再生液貯槽	改造	①	①②③ ④⑦⑧	①⑤ ⑥⑦	①② ③	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	②	-	-	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (3/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項													
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法													
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	單一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 注2	作動注1	二号 注1	三号 注2
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	洗浄液受槽	改造	①	①②③ ④⑦⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①	①② ③	—	①	—	—	②	—	—	
		金属容器(溶液・スラリ)用台車	改造、変更なし	①	①③⑧	③⑥	—	①	①	—	①	—	—	—	—	—	①
		予備成型乾燥機	改造	①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①④ ③	①	①② —	①	—	—	—	—	①
		乾燥機	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①④ ③	①	①② —	①	—	—	①⑧	①	—
		粉末回収ボックス	改造	①	①②⑧	①⑥	①	①② ③	①	①	①② —	①	—	①	—	—	①
		ADUスクラバ	改造	①	①②③ ④⑦⑧ ⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①② ③	①	①② —	①	—	—	②	—	①
		堰(ADUスクラバ)	改造	①	①②③ ⑦	①② ⑦	①② ③	—	①	—	①	—	—	—	—	②	—
		ADUプロータンク	改造	①	①②④ ⑧	①	①	①② ③	①	①	①② —	①	—	—	—	—	①
		ADU受けホッパ	改造	①	①②⑧	①⑥	①	①② ③	①	①	①② —	①	—	—	—	—	①
ADUハザード	ADUハザード	ADUハザードフィルタ	改造	①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①② ③	①	①② —	①	—	①	—	①
		ADUハザードアップ	改造	①	①②③ ⑧	①⑥ ⑧	①	①② ③	—	①	①② —	①	—	—	—	—	③
		リサイクル粉搬送装置	改造、変更なし	①	①②③	①⑥	①	①② ③	—	①	①② —	①	—	—	①	—	①
		リサイクル粉投入ボックス	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	—	①② —	①	—	①	—	—	①

表2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (4/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項												二号 ^{※1}		三号 ^{※2}		
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												二号 ^{※1}		三号 ^{※2}		
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 ^{注2}	面速	保持	作動 ^{注1}	仕様 性能 ^{注2}	二号 ^{※1}	三号 ^{※2}
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	リサイクル粉受けホ シバ	改造	①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	-	-	-	①	
		ボリューマ	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	-	⑫	-	-	①
		ロータリーキルン	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥	①③	①② ③	①⑤	①	①②	-	①	-	①	-	①⑥⑨ ⑩⑪⑫	①	-	①
		ダストチャンバ	変更なし	①	①②⑧	⑥	-	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		ガスヒータ	改造	①	①②③ ⑦	①	①③ ⑧	①③ ⑥	①⑤ ①⑥	①	①② ③	-	①	-	-	①	①	-	①	
		大型混合装置	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	-	-	①②	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		サンブラー	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	①	-	①	-	-	①
		バックアップファイル (サンブラー)	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	-	-	①②	-	①	-	-	-	-	③	①	
		抜き出しボックスタ	変更なし	①	①	-	-	①	-	-	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		回転混合機(金属容器 (粉末)混合)	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	-	-	①②	-	①	-	-	-	-	-	-	①
粉碎機		サンプリング台	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		粉碎機	改造	①	①②③ ④⑤⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		粉末輸送装置②	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (5/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項										二号※2 仕様 性能 注2					
				一号 構造、強度及び偏合いを確認するために十分な方法															
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 注2						
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	バックアップファイル タ (粉末輸送装置 ②)	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	-	-	①②	-	①	-	-	-	③	①	
		粉末充填ボックスタス	改造	①	①②③ ④⑤⑥ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	③	-	
		粉末拔出しほックスタス	改造	①	①②④ ⑤⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		濃縮度混合工程用ク ーン	変更なし	①	①②③ ④	①⑥	①	①② ③	-	-	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		粉末輸送装置①ホッ パ部①	改造	①	①②③	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		バグフィルタ (粉末 輸送装置①)	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		粉末回収ボックスタス	変更なし	①	①②⑧	①⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		バックアップファイル タ (粉末輸送装置 ①)	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	-	-	①②	-	①	-	①	-	-	③	①
		混合装置	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		粉末梱包機	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	①	
		充填装置	改造	①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	①	

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (6/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項										二号 ※ ²		Q M S 注 ³			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 ※ ²					
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 注 ²	面速	保持	IL	他	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	粉末輸送装置①ホッパー部②	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		粗成型用プレス	改造	①	①②③ ④⑤	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		スラグコンベア	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		粉集塵装置	改造	①	①②③ ④⑧	①	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		バッシャップファイル (粉末集塵装置)	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		造粒機	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		アンダーサイズ粉受 器	変更なし	①	①②⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		小分け装置	変更なし	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		リフタ	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		原料フードがックス	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	③	①
		溶解槽	改造	①	①②③ ⑦⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①
		堰(ワラン回収第1 系列)	新設	①	①②③ ⑦	①② ⑦	①② ⑦	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	②	①
		遠心ろ過機	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①②	①② ③	①	①②③ ③	①	①	①②③ ③	①	①	①	①	①	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (7/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項										二号※1 作動注1	二号※2 仕様 性能注2	QMS 注3	
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法													
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 性能注2	面速	保持	IL	他
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室	溶解液受槽	改造	①	①②③ ④⑦⑧	①⑦	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	②	-	①
		ろ過器(1)	変更なし	①	①②⑧	①⑥	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	-	-	①
		沈殿槽	改造	①	①②③ ⑦⑧⑨	①⑤ ⑥⑦	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	②⑤	-	①
		遠心分離機	改造	①	①②③ ⑦⑧ ⑥	①⑤ ⑥	①②	① ③	-	①②	-	①	-	-	⑤	-	①
		乾燥機	改造	①	①②③ ⑧ ⑥	①⑤ ⑥	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	①	-	①
		洗浄液受けボット	改造	①	①②③ ⑦⑧ ⑦	①⑥ ⑦	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	②	-	①
		ろ波受槽(1)	改造	①	①②③ ④⑦⑧ ⑥⑦	①⑤ ⑥⑦	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	②	-	①
		ろ過器(2)	変更なし	①	①②③ ⑧	①⑥	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	-	-	①
		箱形乾燥機	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②	-	①	-	-	-	-	①
		乾燥トレイ用台車	変更なし	①	①③	③⑥	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	①
明け替えフードボックスタイプ(1)		明け替えフードボックスタイプ	改造	①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	-	①	-	-	-	-	①
		バックアップフィルタ(明け替えフードボックスタイプ(1))	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	-	①	①②	-	①	-	-	-	③
		pH調整槽	改造	①	①②③ ④⑧⑦ ⑨	①⑥ ⑦	①②	①② ③	①	①②	-	①	-	-	②④	-	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (8/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項								二号 ^{※1} 三号 ^{※2}			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 ^{※1} 三号 ^{※2}							
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換 加工室		員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様 性能 ^{注2}	作動 ^{注1}	仕様 性能 ^{注2}	QMS ^{注3}
				①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	①② ③	①	①② -	①	-	-	-	-	
				①	①②③ ⑧	①⑥	①② ③	①	①② -	①	-	-	-	①	
				①	①②③ ⑦⑧	①⑦	①② ③	①	-	①	-	-	-	①	
				①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	① ③	①	①② -	①	-	④	②	①	
				①	①②③ ⑧	①⑥	① ③	①	①② -	①	-	-	-	①	
				①	①②③ ⑧	①⑤ ⑥	① ③	①	①② -	①	-	-	-	①	
				①	①②③ ⑧	①⑥	① ③	①	①② -	①	-	-	-	①	
				①	①②③ ⑦⑧	①⑤ ⑥	① ③	①	①② -	①	-	-	-	①	
				①	①②③ ⑧	①⑥	① ③	①	①② -	①	-	-	-	①	
工場棟 転換工場 廃棄物 処理室		イオン交換装置(吸着 塔)	①	①②③ ⑧	①⑥	①② ③	①② ③	①	①② -	①	-	①	-	-	①
				①	①②③ ⑦	①② ⑦	①② ③	①	-	①	-	-	-	②	①
				①	①②③ ④⑧⑨	①⑥	①② ③	①	①② -	①	-	①	-	②	①
				①	①②③ ⑦⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①	①② -	①	-	-	②	-	①
				①	①②③ ⑧	①⑥ ⑦	①② ③	①	①② -	①	-	-	②	-	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (9/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 ※1 加工規則第三条の四の二 第1項				三号※2 QMS 注3	
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	单一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 注2	面速	保持	IL	他	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェック タンク室	堰(ヴァン)回収第2系 (列-2)	新設	①	①②③ (7)	①② (7)	①② (6)	①② (3)	-	①	-	①	-	-	-	-	-	②	-
		投出ボックス	改造	①	①②③ (6)	①⑥ (8)	①	①② (3)	①② (3)	①	-	①②	-	①	-	①	-	-	①
		溶出槽	改造	①	①②③ (8)	①⑥ (9)	①② (6)	①② (3)	①② (3)	①	①② (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		抜出ボックス	変更なし	①	①②⑧ (1)	①⑥ (1)	①②⑧ (6)	①⑥ (1)	①②⑧ (3)	①	①② (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		中間槽	改造	①	①②③ (7)	①⑤ (8)	①② (6)	①②③ (7)	①② (3)	①	①② (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		ろ過器(中間槽)	変更なし	①	①②⑧ (1)	①⑥ (1)	①②⑧ (6)	①⑥ (1)	①②⑧ (3)	①	①② (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		溶出液受槽	改造	①	①②③ (4)	①⑥ (7)	①②③ (7)	①②③ (7)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		リサイクル液受槽	改造	①	①②③ (7)	①⑤ (7)	①②③ (7)	①②③ (7)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		洗浄液受槽	改造	①	①②③ (7)	①⑤ (8)	①②③ (7)	①②③ (7)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		沈殿槽	改造	①	①②③ (7)	①⑤ (8)	①②③ (6)	①②③ (6)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		遠心分離機	改造	①	①②③ (7)	①⑤ (8)	①②③ (6)	①②③ (6)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		ろ過受槽	改造	①	①②③ (7)	①⑤ (8)	①②③ (6)	①②③ (6)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①
		仕上げろ過器	変更なし	①	①②③ (8)	①⑥ (1)	①②③ (8)	①⑥ (1)	①②③ (3)	①	①②③ (3)	-	①	-	-	-	-	-	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (10/11)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項																
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法																
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 注2)	面速	保持	IL	作動注1)	他	仕様 性能 注2)
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェック タンク室	清澄液受槽	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑦	①②	①② ③	①	—	—	—	①	—	—	—	—	②	—	①
		乾燥機	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①	—	—	—	—	—	—	—	①
		乾燥排気フィルタ	変更なし	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①	—	—	—	—	—	①	—	①
		ADU 受ホッパ	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①	—	—	—	—	—	—	—	①
		ADU 抜出ボックスタ	変更なし	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①	—	—	—	—	—	—	—	①
		粉碎機	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①②	—	①	—	①	—	—	—	①
		スクラップ仮焼炉	改造	①	①②③ ⑦⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①②	—	①	—	①	—	①	—	①
工場棟 転換工場 加工室	仮焼ボート用台車	仮焼ボート用台車	変更なし	①	①②③	③⑥	—	—	—	—	—	①	—	—	①	—	—	—	—	①
		ヒュームフード(1)	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①②	—	①	—	①	—	—	—	①
		ヒュームフード(2)	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②③ ⑧	—	①②	—	①	—	①	—	—	—	①

表 2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (11/11)

施設名 称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四 第1項										二号※1	三号※2			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号※1				作動注1		仕様性能注2				
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様性能注2	面速	保持	IL	他	QMS注3
化学処理施設	チエックタ ンク室	箱型乾燥機	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①④	—	①②	—	①	—	①	—	①	
付属建物 ・除染室・ 分析室 作業室(2)	回転混合機	回転混合機	改造	①	①②③ ④⑤⑥ ⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	—	①②	—	①	—	①	—	①	
	粉末回収ボックス	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	—	①②	—	①	—	①	—	—	①	

表 2-2-1 成形施設の検査の項目 (1/6)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項												二号 ^{※1}		三号 ^{※2}	
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法															
				臨界安全			遮蔽			材料			仕様性能 ^{注2}			作動 ^{注1}			
成形 施設	工場棟 成型工場 ペレット 加工室	繰返し粉ホッパ台車	変更なし	①	①④⑧	③⑥	-	-	-	①②	-	①	-	-	-	-	-	-	
		繰返し粉搬送装置	変更なし	①	①②④ ⑧	①⑥	①	①②④ ③	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		繰返し粉中間ホッパ	改造	①	①②③	①⑥	①	①②③ ④⑤⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		繰返し粉投入ホッパ	改造	①	①②③	①⑥	①	①②③ ④⑤⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		繰返し粉小分けボックス	変更なし	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①②③ ④⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		バックアップファイル (粉末輸送)	変更なし、改造	①	①②③	①⑥	①	①②③ ④⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		繰返し粉投入ボックス	改造	①	①②③ ⑥⑧	①⑥	①	①②③ ⑥⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	③
		明替えボックス	変更なし	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①②③ ⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		大型混合装置	改造	①	①②③	①⑤ ④	①	①②③ ④	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①
		大型粉末容器拔出ボックス	改造	①	①②③	①⑤ ④⑧	①	①②③ ④⑧	①	①②	-	①	-	①	-	-	-	-	①

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他のを示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するため十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

表 2-2-1 成形施設の検査の項目 (2/6)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項												
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												
				員数	外観	寸法	配管	据付	系統	臨界安全	遮蔽	材料	仕様性能注2	面速	保持	作動注1
成形 施設	工場棟 成型工場 ペレット 加工室	大型粉末容器用クレ ーン	改造	①	①②③ ④	①⑥	①	①② ③	—	①②	—	①	—	①	—	—
		原料粉末ホッパ	改造	①	①②③ ④⑤⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	—
		粉末混合機	改造	①	①②③ ④⑤⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
		粗成型用プレス	改造	①	①②③ ④⑤	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
		スラグコンベア	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
		粉末集塵装置	改造	①	①②③ ⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
		バックアップファイル タ(粉末集塵装置)	変更な し、改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	—	①②	—	①	—	—	—	③
		造粒機	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
潤滑剤混合機		造粒粉末小分けボッ クス	変更な し、改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
		造粒粉末ホッパ	改造	①	①②③ ④⑧	①⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①
		潤滑剤混合機	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①②	—	①	—	①	—	①

表 2-2-1 成形施設の検査の項目 (3/6)

施設 名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項										二号※2 仕様 性能 付注2	
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法											
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	单一	複数	遮蔽	材料	
成形 施設	工場棟 成型工場 ペレット 加工室	回転混合機	変更なし	①	①②③	①⑥	①	①② ③	-	①	①②	-	①	-	-
		本成型用プレス	改造	①	①②③ ④⑧	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-
		ペレット移替機(1)	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-
		ペレット移替機(2)	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	①	①②	-	①	-	-
		乗移台1	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	-	①	①②	-	①	-	-
		試験用プレス	改造	①	①②③	①⑤ ⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	-
		フードボックスタイプ(1)	変更なし	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	-
		フードボックスタイプ(2)	改造	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	-
		フードボックスタイプ(3)	変更なし	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①	-	①②	-	①	-	-
		連續焼結炉	改造	①	①②③	①④ ⑦⑧	①③ ⑥	①② ③	①⑤	①	①②	-	①	-	-
バッチ式小型焼結炉		センターレスグライ ンダ	改造	①	①②③ ⑦⑧	①④ ⑤⑥	①③	①② ③	①⑤	-	①②	-	①	-	-
		ペレットコンベア	変更なし	①	①②③	①⑥	①	①② ③	①②	-	①	-	①	-	-